

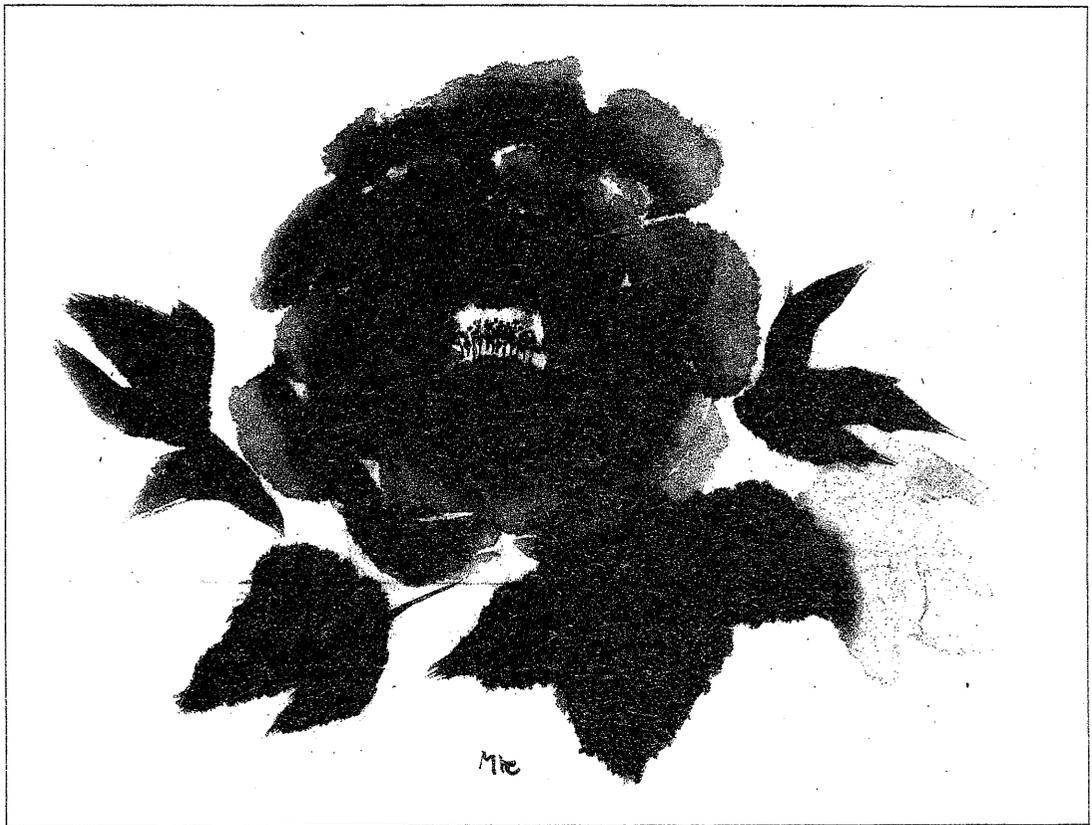
# オリーブの樹

第34号

2004年3月28日

شجرة الزيتون

早期釈放！重刑策動をはね返し、重信さんを支えていこう！



## 目次

- P 3 独居より24 派兵撤回、撤兵のために、あらゆる力とアイデアを！重信房子  
P 8 プリズナージャーナル33 第1回被告人質問 重信房子と編集部  
P34 重信さんとの交流コーナー  
P35 シゲに捧げる「私小説」その30 山田美枝子

重信房子さんを支える会

緊急声明として

シャロンの国家テロリズムに怒りをもって抗議し

パレスチナ人民に哀悼と連帯を表明します

重信 房子

今日、シャロン首相の指揮のもとでイスラエル政府はアハマド・ヤシン師を殺し、和平と法を殺しました。テロリスト・シャロンによってくりかえされる暗殺虐殺に怒りを込めて抗議を表明します。シャロンは十代からユダヤテロ機関で育ち、1982年、ベイルートのサブラとシャティーラ難民キャンプの虐殺の責任のみならず、平然とテロルの犯罪をくりかえしてきました。

シャロンのもっとも大きな罪は、暗殺をイスラエルの国家政策にまで高め、アパルトヘイトと民族浄化をイスラエルの特性に育てたことです。暗殺と分離壁にシャロンの政策は実現されています。82年のレーガン政権同様、ブッシュ政権は暗殺者を同盟者として擁護することによって、和平の仲介者としての任を放棄しました。

怒りは天を突くばかりにパレスチナ人に血と涙と慟哭をもたらしているでしょう。けれどもまた、その怒りは絶望ではなく、占領を許さない新しい



パレスチナ占領をこぞ裁くべし  
シャロンは法と平和も殺した  
房子

闘いの出発点の希望を育て、法と平和を育てる怒りとなることを確信します。民族のリーダーを殺されたパレスチナ人民に哀悼を捧げ、怒りを共にした連帯をここに表明します。

今問われているのは、各国政府でありまた世界の良心です。シャロンらシオニスト・イスラエルの世紀をまたいだ虐殺と占領の犯罪に対して、全世界の良心と強制力によって、それを押しとどめうるか否かが、グローバルな今、21世紀の平和と協調の道か、戦乱と暴力の道かの分かれ目となっています。パレスチナ問題は、パレスチナ人のみならず、世界大の問題として、私たちに未来の道を突きつけています。

占領と虐殺に立ち向かう、パレスチナ人民の人間の尊厳をかけた正当な正義の抵抗運動に支持連帯し、共に進むことを誓って哀悼に代えます。

3月2日記

独居よい24 3月10-3月12日

派兵撤回、撤兵のために、あらゆる力とアイデアを!

重信 房子

3月1日 2月は、イラク侵略戦争の「正当性」が次々と疑われる国際的な流れに対して、日本がそのようなことは関知せずという判断停止状態で、出兵を行ったことは、未来から弾劾され、歴史に刻まれることでしょう。

米国CIAの前特別顧問であり、イラクの大量破壊兵器(WMD)を捜索した調査団長のデビッド・ケイは、侵略戦争を正当化しつつ、「生物・化学兵器を備蓄していた証拠はない」と発言しました。戦争を正当化した根拠は失われました。

世界中は、そのことを各国で問題にしています。ことに、米ブッシュ政権に迫随した英、スペインでは、政権の危機を招いています。しかし、日本政府は、憲法に反したばかりか、世論調査でも、「自衛隊のイラク派遣反対」が賛成を上回っている、敢然とした事実を無視して、陸上自衛隊主力部隊、空、海と、「悲願」の出兵に邁進しています。(2月23日付け『朝日』の世論調査では、反対は12月55%、1月、2月48%。賛成は、12月34%、1月40%、2月48%) 派兵されたからといって終りではありません。むしろ、始まりとして、粘り強く撤回を求めて国際連帯は広がらざるを得ないでしょう。根拠のなかった「大義」の名で、米軍に破壊されたイラクは戦乱の地と化しているのですから。

2月下旬の新聞で、自衛隊のイラク派遣差し止めを求めて、北海道から沖縄までの千数百人の市民が名古屋地裁に提訴したという記事を見ました。独房で、そんなニュースを知ると嬉しいです。

イラクでも、小泉政権の選択の結果、日本のNGOは、危険に晒されているでしょう。それをまた、だから自衛隊が行くと出兵しましたが、今や逆に、自衛隊が給水など、NGOの分野の活動を行うことによって、占領軍と国連やNGOの区分をあいまいにさせ、彼らに危険を拡大させているはずで。どんなに「御用聞き」のような「やさしさ」で対応しても、占領軍なのです。自衛隊を「悲願の出兵」させながら、自分たちの安全確保に汲々として、唯、アメリカに「ほらね。うちら、ちゃんとイラクの砂漠に日本の軍を送りましたよ!」と、アピールする小泉さんの道具のようです。憲法に忠実な心ある隊員なら、占領軍を疑い、

苦境にめげない陽気なイラク民衆の側に立たざるを得ないでしょう。アメリカの眼鏡で見ないで、日本の憲法や、生活規範で、イラクやパレスチナを見れば、普通の人は、イラクやパレスチナの側に自然に立つでしょう。

これから派兵撤回、撤兵のためにあらゆる力、アイデアが活かされることを願います。例えば、パレスチナの全く不当なイスラエルによる分離壁を、国際司法裁判所で裁こうとしています。あのように日本国憲法に小泉政府が違反する以上、国民の権利として、国際司法裁判所に提訴するなど、国内の司法提訴のみならず、国際社会へ訴えることも必要だと思います。

これからの闘いに、獄から最大の連帯を送ります。

2月は暖かかったのに、3月に入った途端に寒い日です。東京ではみぞれの雨模様とか。

ちょうど届いた『ある革命家の回想』という本を読みました。これは、川合貞吉という「ゾルゲ事件」に連座された方が、1950年代に書かれ、1973年に改訂されたものです。

この川合翁は、1901年生まれです。父と同世代の人です。明治大学を出て後、中国、北京に留学し、1928年から、上海で、中国共産党やコミンテルンの活動に関わっておられたようです。その時に、中国でゾルゲや尾崎やスメドレーと共同し、その後、日本国内に活動を移して、ゾルゲ事件で逮捕され、10年の刑を受けて戦後釈放された人です。

この本はその人の1930年代の中国大陸での活動がどのように行われていたのかを記したものです。もちろん、東京でのゾルゲたちとの活動も含まれていますが、大陸での地下活動の様子は、革命が無条件に正義であり希望であり、暴圧や拷問に屈せず闘志をたぎらせた当時の闘いを、熱く時代をこえて伝えてくれる貴重なドキュメントです。

1930年代の大陸には、様々な右、左の人々が躍動していた様子がわかります。生命懸けの中国共産党との共同、ステッカー貼りから、最後の方では、民族主義者の客人として活動するなど、当時の地下活動の多様さに、驚きます。

この川合翁は、73年の改訂版の「はじめに」で

は、当時の「連赤」や「内ゲバ」に苦い思いを込めて、次の世代へと教訓を伝えなかったのでしょうか。尾崎と自分の関係を中心に書かれた本のことを説明しながら（その同志愛の深さは、胸に迫ります）、マルクス主義の中に、ヒューマンズムを見出して書こうとしたことを語り、

「実践にとって、何よりも大切なのは、とにかく、セクトを生む観念的な論理よりも、具体的な人間関係であり、その同志愛である。公式的なマルクス主義の欠点は、ともすれば抽象論にとらわれて観念的に同志をマルクス・レーニン主義の熟語をもって規定し、誹謗してしまうことである。彼らは、人間は、その誠ある働きかけによって、変化するものであることを忘れて、それは心の問題である。環境は、心を変えるが、心はまた、環境を変える」と述べています。

この川合翁が、「国境を越える革命」の自分自身の経験に照らして、生前、アラブにいる私たちに、エールを送ってくださっていたそうです。その意思を伝えたいとある方から手紙と共に日本を弁護士に託されたとのことでした。

スメドレーや尾崎たちの友情や闘いに敬意を抱くと共に、こうした70年前の半世紀をゆうに超える戦前の先行する先だちの闘いの踏ん張りによって、戦後が築かれ、その恩恵を受けながら育ったことをしみじみと感じます。

翻って、私たちの60年代の闘いは、「負け方の悪さ」のために、今の非政治的な日本を作ってきたと、責任の一端を痛感します。「連赤」は大きかったのだと、改めて思います。そして、また、今のあり方が次ぎの時代を規定する以上、声を出し続けることの重要



さをそれが「むなしさ」や無力感を伴うものであっても、力の源泉を育てるのだと、また、思います。ラジカルでなくても、パレードでも、意志を示すところからしか、始まらないのですから。

ちょうど、『夢と希望つうしん』で丸岡さんの病気の様子を知り、とにかく元気の薬にと、この本を丸岡さんに回そうと思います。川合翁の連帯の遺志は、丸岡さんもまた受けるべき人ですから。私の公判で無理をされたのではと、気になります。丸岡さんの病気の回復を祈ります。

3月3日 ひなまつり。やはり天候は思わしくありません。今日の新聞を受け取ると、「イラク同時テロ 死者140人」という1面の見出しに出会いました。「アシュラの日」に合わせて、シーア派の聖地カルバラと首都バグダッドなどで、同時に攻撃したもののようです。無差別に非戦闘員を攻撃する、これこそテロ行爲です。「アシュラ」は預言者ムハンマドの孫に当たるフセインが、カルバラで当時のイスラム指導勢力に虐殺されたことを悼む、イスラム教シーア派にとって大切な日です。私も見たことがあります。このフセインの虐殺の苦しみ痛みを体験する日でもあり、身体を傷つけたり、鎖で自らたたいたりして、行進します。女性でも、モスクでの礼拝において、祈りつつ、激しく自虐的にたたくのに出合った時、立ちすくむほど驚いたことがありました。厳粛な日です。

かつてゴルバチョフ政権が登場した時、もちろん、アラブの友人たちは、歓迎していませんでした。「ゴルバチョフに乗じて、シオニズム、帝国主義は、反共戦略で、社会主義国家をつぶすだろう」そして、「これからは、民族問題、宗教問題が頻発し、文明の衝突の時代になる」と、予測した非アラブの友人たちがいました。ベイルートに住む彼ら知識人の見とおしどおりになってしまったなあ…と思いつつ、彼らは、その後どんな予測を立てているかと思わずにいられません。事態の予測、成り行きが判ることと、それを止められることは、全く関係ない、と言いきっていた人々でしたが。

3月4日 朝から看護婦さんが来て、血液検査。コレステロール値が高いので、1ヵ月後にもう1度、と前に言われていた採血です。右腕に針を刺してから、「血管に逃げられてしまった！」と、もう1度左手に針を刺しなおして、採血。歯も腰も血液も胃も、うーん加齢のせいにしてしまえば、それまでですが、ここでは、

医者言葉も年のせいと言うしかないのでしょうか。健康を少し考えなければ…と、思っているところです。

今日は、パンチで穴をあけて紐でとじたり、手紙など資料の溜まったものの整理をしていると、新しいパンフを受け取りました。「赤とんぼ通信」で、「1972年、連合赤軍事件で倒れた12人のうちの1人、元連合赤軍メンバー山田孝さん誌上追悼会」が報告されています。

山田さんのことを思い出します。ちょうど、2月23日の公判で、「連赤」のこと、山田さんや遠山さんのこと、語ったことを思い出しました。公判の中で、彼らのことを質問に答えて語る時、こみ上げてしまった証言を、また、熱く苦く思い出します。

パンフと共に送ってくださった封筒には、Mさんの3歳半の娘さんが「非戦平和」の風船を両肩に担いで、頼もしい小さな戦士のようなカラーコピーが貼りつけられています。その姿には、思わず、アラブで子どもたちを育てていた時の様々を思い出しました。豪傑振り、どの子どもたちも同じようで、楽しみです。次代の若者に乗り換えられることを期待し、かつ、乗り越えられないように、前向きに生涯現役で共にと思いつつ、読みました。

また、今日の新聞によると、生活保護の受給者が8.2%も増えたとのこと。02年度の生活保護の受給者数は、124万3千人で、前年より95,000人増え、03年10月の速報値では、135万6千人に達しているとのこと。95年には、88万人で、不況が原因の増大と見られると、書かれています。生活実感でも景気回復感はないのに、数値で景気が持ちなおしたと言われながら、結局庶民の苦しさは、深まるばかりのようです。

3月5日 晴。運動房には、パンジーの寄せ植えされたプランターが3つに増え、ほかにチューリップとクロッカスの新芽が天に向かって咲いているプランターが一つ光の遮られたルーバーのところに置かれるようになりました。

枯れかけていたパンジーをさげて、新しい鉢を持ってきていたのですが、枯れたそのパンジーを陽のあたるところに置いたら、どんどん花が咲き出したと、元気になったパンジーのプランターを戻したので、鉢が増えたようです。

陽のあたらない運動房の階に持ってくると、花はしおれてしまうようです。陽の入る設計に変えて、ルーバーの角度を変えるべきと、去年要請したのですが、

無視されたままです。この設計は、ルーバーも固定して、光りが差し込まない角度になっているので、細かい格子より暗いのです。それでも健気にパンジーは今もうつむいたまま咲いています。

部屋に戻ると、「花百科」などの本の差し入れ、自然と触れ合えない環境を心配した友人から「バラの花」の本が届きました。ありがとうございます。

去年の今頃は、ちょうど、日々、桜の蕾が膨らんでいくのを旧舎で間近の窓越しに眺めていました。昨年は開花予想が21日春分の日すぎでしたが、その日が旧舎から新舎へ引越し日でした。そのため、もうこぼれそうな開きそうな蕾を目前にしたまま、残して引越をさせられてしまいました。桜の樹や、空や、地面や、野鳥と別れてしまいました。どんなに旧舎の方が天国だったことでしょうか。

旧舎は、今頃は、スノードロップが楚々と白い花をつけて、水仙がいくつか咲いて、クロッカス一つの花だけ咲かせていたころです。手入れされない庭にイヌフグリやホトケノザ、みみな草など、春を開く情景がありました。新舎は、季節がありません。差し入れの花の本をめくりながら、友たちの手紙にあったマンサク、サンジュ、こぶし、白木蓮などの、美しい春告花が咲いた様子を想像しています。

やさしげな君のまなざし注ぐ先  
春告草の萌える3月  
菜の花のむせかえる匂い浴びながら  
かくれんぼした日よみがえる午後

3月8日 今日は女性の日。ミモザを掲げてデモ行進をしていた街を思い出します。この日真紅のバラを届けてくれた粋な革命家たちはどうしているのでしょうか。

そう言えば、西欧や社会主義諸国でこの日を祝っていたけれど、アラブでは、「女性の日」としてはベイルートで、小さな集いがあった程度だった……。89年の東欧崩壊以降、東欧でのこの集いは相変わらず祝われていて、これからは女性の時代だとベイルートで、話していた日を思い出します。

「なぜ日本は広島原爆に対して、アメリカに賠償金を求めないのか？」と、まっすぐに見詰められて、質問されたのも、この3月8日の女性の日の集会だったなあ、思い出しながら、一人世界の女性に極東の独房から連帯を叫ぶ気分です。部屋には、3月8日の花、ミモザの花はないけれど、黄色のスイトピーとマルストロメリアがミモザのかわりです。

3月9日 部屋の引越し。定期転房です。部屋には大量の公判記録、資料集、新聞雑誌切り抜き、書類 etc. それに缶詰や食料。突然の通告に合わせて、至急の荷造りです。それをまた引っ越し先で整理。ぎっくり腰にならないようにと注意しながら、半日仕事で部屋の整理に追われてしまいました。整理中に期限切れの缶詰やお菓子をを見つけました。捨てるのがどうももったいないと思ってしまう60年代生活者です。書類は、公判を数える度に増えて、すでに許容量をこえそうに増えてしまいました。それでも、ちょうど今年被告人質問が続くので、捨てられない資料を部屋に保持しています。自分で積み上げた資料の山を、腰をたたきつつ、しみじみと眺めました。あーあ。

イラク基本法署名が行われたとのこと。シーア派へのカルバラでのテロ行為があったことも影響しているのか、シーア派の議員からの異議申立てで、延期されていたのですが、8日に署名したとのこと。しかし、日本の中東問題専門家が論評しているように、「もめそうなものは、みんな棚上げした内容」とのことです。イスラムの位置、クルド人の民族自決権、クルド人に認められた拒否権など、内容を決めない枠組みは、矛盾をイラク内はもとより、トルコやシリアへと拡散させる危険があります。

これまで、世紀を超えて、植民地主義者の英、仏は、アラブやイスラム支配の当て馬としてクルド民族をいつも利用してきました。アラブを御せる段になると、今度はクルドを見捨てる歴史を繰り返してきました。20年前だって、ラムズフェルドがイラン革命に對抗して、80年代サダム・フセインと蜜月の会談を

していた時も、クルド人への弾圧は見ても見ない振りをしてきたのですが、今はまた、アラブ、シーア派やスンニ派を制するために、クルドを材料としているようです。

大国の植民地支配によって、歴史的なクルドとアラブの利害や矛盾がありますが、抑圧された各民衆同士です。米国ではなく、そこに住む人々によって具体的な歴史的な妥協点を見つけられない限り、難しい矛盾は拡大して行くでしょう。

ちょうど、昨日の新聞に、イラクの大量破壊兵器をめぐる国連査察の責任者だったプリスク氏の回想録が出版されて、「米国は、根拠も示さず、大量破壊兵器はあると言うし、ブレア首相は、それを『明確だ』とごり押しした」と、当時を暴露、批判しています。私の記憶では、当時から、「プリスク氏は押しが弱く、米英のごり押しに確証がなくても毅然として対応できない人選」と、言われていたのを思い出して、「今更……でも、言わないより言った方がよいけど……」と、思ってしまいました。

夕方、有事7法案を閣議決定するとのニュースを聞きました。国民保護法案、米軍行動円滑化法案、自衛隊法改正案、外国軍用品等海上輸送規制法案、交通通信利用法案、国際人道法違反処罰法案、捕虜など取り扱い法案の名での戦争国家化です。

3月10日 今日は、バタバタと忙しい。もうすぐ公判のためです。様々な資料が着いたし、昨日、弁護士も見えて、3月12日の公判について話し合いました。捨て下げていた本や郵便物が着き、『オリーブの樹』33号も届きました。ありがとうございます。

それでも今日は、『オリーブの樹』は、後回しにしても、今届いた第41回公判調書（前回公判の裁判所からの全記録書のコピー）を受け取って、慌てて作業です。昨日入手できていれば、弁護士に伝えたのですが、至急読みこんで、発言内容が正しく記録されているかチェックし、その内容上の訂正、校正すべき点は、次回の公判冒頭に校正をまず行うこととなります。そのためには、今日中に読んで、明日朝投函して、公判日の午前中に弁護士事務所へ届くようにしなければ……と、焦っています。

前回の公判記録は、もちろん、本人が答えているのですから覚えてはいますが、ニュアンスや聞き取りなど、不足点、間違いがないか？などのチェックが必要です。その作業を終えてから『オリーブの樹』をじっくり読もうと作業に集中です。

3月11日 『オリーブの樹』ありがとうございます。後記でカラス天狗さんがインフルエンザとか?! どうかお大事に。本当に動物や鳥や花粉でも植物やすべてから復讐されているような人間たちですが、便利の名で管理され、「人間としてすごしやすい」はずのものが対立物に転化したように、人間性に反するものになっていくようです。編集後記を読みながらそんなことを思いました。

辻邦さんの思いに同感。希望のベクトルの闘いを連帯し、支えて行きたいです。そして、当時の熱いゲバラの言葉を思い出して、当時をまた思い出します。そう言えば、ちょうど今、公判の時代の73年アルジェで非同盟会議に出席したカストロとカダフィーの論争がありました。当時反共のカダフィーが、イスラエルと国交のあるカストロ批判をしました。カストロは、帝国主義批判をすべきだと反論しつつ、即イスラエルとの外交関係を断交したのを思い出しました。当時の「英雄」たちは、いつも闘いと人民に謙虚でした。

K. O. さんの記事ありがとうございます。傍聴記を毎号書いてくださると嬉しいのですが……。今年から、公判進行の部分は、公判記録から要旨を編集部がまとめてくださるとの暖かい申し出に甘えています。ご多忙のところありがとうございます。その分をよく公判に集中し、時間を生かすようにとの叱咤激励と受けとめています。

山田さんの『私小説』もありがとう! 『蛇にピアス』や『蹴りたい背中』の文化になじまない、我々が「守旧派」世代表現の小説をどんどん書いてください。

明日は公判です。心落ち着かずです。みんなとの再会にわくわく半分、証言にどう答えるべきかと緊張半分。でも楽しみの出廷です。

3月12日 言われていたけれど、みごとな曇天。昨日までの晴天の青空は消えてしまいました。明け方から、前回公判調書を再読しています。記録の中で、はっきりしていない自分の証言文脈が気になり始め、また曇天で、なんとなくバイオリズムダウンの低気圧の感じで出発です。

公判証言に、声がちゃんと出るだろうか? 気になって朗読してみたり、と、落ち着かない朝です。点呼、朝食、集合と、マイクロバスに乗って出発。曇りの暗い中を高速に登ると、なんだか今にも雨が振り出しそうな暗い世界。都鳥がそれでもたくさん水面に群れて滑降しています。春まぢかなのに……。どんな花が咲いているかな、梅かな……。そんな思い



で、キョロキョロと護送車から見下ろす街は、冬景色のように、枯木立。隅田川沿いの桜木立も寒そうだし……。今日は花に出合わない珍しい出廷となりました。

104号法廷。今日は、リッダ闘争の総括に関する質問から「ドバイ事件」の頃の中東の状況や私たちの実情、73年の中東戦争の時代に、どうしていたのかななどの被告人質問です。

傍聴の方々の顔、みんなの励ましのゼスチャーや視線に触れて、曇天の鬱陶しい気持はパッとリセットされてしまいました。きちんと責任を果たさなければ……と、思いを新たに証言台へと進みました。

公判の中で語りたかったことは、リッダ闘争のことです。無差別攻撃への批判をどう捉えているのか? 当時どう考えていたのか? そしてまた、今どう捉えているのか? 闘った友を思いつつ、そのことをゆっくりと語りました。

(公判記録は略します) みんなの挨拶に励まされ、背中を向けていても傍聴席のエールの気配を感じます。いつもこんな風に出廷では力をもらっています。たくさん語りたい思いをただ一札に託して傍聴席にお辞儀して、第42回公判は終わりました。みんなの支えに感謝します。

部屋に戻ると、ピンクのスイトピー。春の花を水差しに活けると、春の花壇の匂いがしました。ありがとう、春に向かって。 3月12日記



# プリズナージャーナル33

重信 房子

## 第40回公判出廷記 1月27日 第1回被告人質問

### 光の美しい朝に出廷

2004年、今年初めての公判です。今年から被告人質問ということで、自らの責任で答えていく番です。30年以上前のことを、事実として検証していくのは、限界もあるけれども、当時の時代背景、政治的条件、年表、歴史的事件、それらを自らの活動を対象化する鏡としながら、総括と教訓、歴史を証言しようと思います。

当時の日本の高度成長期の矛盾の中で、日韓条約やベトナム戦争に反対し、学費闘争を闘っていた時代です。そして、ブントという党派に組する中から、10・8闘争を経て、「組織された暴力とプロレタリア国際主義」のロマンと理念を世界の反帝連帯として育てていった時代です。その中に居た多くの若者のうちの一人として、自らの歩み、アラブでの闘い、限られた条件の中で、当時の考え方、現時点のとらえ返しを語りたくと思っています。

そしてまた、その中で、かつて共に闘い、戦死、無念の死、病死、様々に先に彼岸に発った人々のことを語れるだけ語りたくと思います。そんなことを考えつつ昨夜を過ごしたので、まだ明けないうちに目覚めました。

言えることは本当に少ないけれども、歴史的に闘った正当性を語り、また、不十分点を語り、友の正当性を語らなければ……と、資料を再読していました。

起床の点呼の後、おふのおみおつけ、納豆、焼き海苔の朝食をせかされて食べて、トイレもそこそこに集合地点のエレベーター前に行くと、2人の同行者がすでに準備完了していました。エレベーターで、地下へ降りて、マイクロバスに。女区で朝食をせかされる割に、男性刑務官がまだ来ていないために、4分も待たされました。拘留されている者たちへのしわ寄せであり、次ぎからは女区での食事はきちんとさせてもらわなければ、待たされることに抗議しなければならぬと考えているところで、7時25分に出発。

地下から拘内の敷地に出ると、曇りつつ晴の今日の日和は、雲の切れ目からさっと一瞬太陽光線を放って、あたりをパッと明るくしました。黄色の帽子の子どもたちの登校の姿、木々は枯木立のまま、でも低い仕切りの垣に常緑樹が鮮やかに光っています。

東拘前の平和橋通りに出て、高速に上がると、太陽がちょうど雲からまたきらきらと顔を出し、河川敷を橙色に染めました。枯草とかわいたような冬の空気の河原に、オーロラのような光りが美しく横切っています。また、雲が出てきて、あっという間にあたりを暗くしてしまいました。今日は高速が空いていて、荒川を越えて、渋滞もなく進みます。すいすい進むので、街をゆっくり見れません。

ただ、向島の牛嶋神社のあたりで、陽が降るようにそそいで、境内の大木がちょうど高速の車の目線に届くのですが、てっぺんが花盛りのように、黄色と緑の葉をきらきらと輝かせています。

川の向こうに目を転じると、聖天様の千木が光り、長い反射が隅田川の中に続いているような光りの角度。花はないけれど、光りが美しい冬の朝です。

箱崎あたりのデジタル表示を見ると、8:24 1℃です。寒いだろうなあ……。遠くの人々のコートを着込んだ姿を見ながら、護送車は高速の谷間を経て、東銀座へ。東銀座のところで、山茶花の真紅の花がたくさん咲いています。散った花びらを踏みながら、マイクロバスは右に曲がって、晴見通りを東銀座から西銀座へ直進。寒さの中、大勢の人々が、地下鉄の出入り口から吐き出されて、コート姿で足早に往来しています。トンネルを抜けると、祝田橋あたりの右手にお堀の松の緑、ふわりと揺れる柳が美しい。日比谷の冬木立の繁みのところにも寒椿。

### 104号法廷

満員の懐かしい顔。赤軍派時代の友人や、ブントの友人、党派も違うけれども顔見知りだった昔の友人、パレスチナ連帯の友人たち、傍聴ありがとうございます。「正義を語れ!」「自己批判不要、闘いの誇りこそ語れ!」などと、叱咤叱咤少し激励の手紙を下された方々も、明るく手を振っています。

今日から、右陪席の裁判官が変わったために、裁判長が、まず、「裁判所の構成が変わりましたので、更新手続きを行いますか?」と弁護士に尋ねました。弁護士が「次回切りのいいところで」と答えると、「それでは、手続きは今日はこれで終わります」と言って、「それでは被告人質問に入ります。被告人は証言台の

方に」と言われました。

私は立ち上がって、まず傍聴席に一礼。新年の連帯の挨拶を込めてです。「これからもよろしく、派兵反対の思いを共に!」というメッセージとしてゆっくりと一礼しました。それから裁判長に向き直り、一礼しました。「一問一答形式で、一つずつお答え下さいね」と、裁判長が私に言いました。私が演説デモしてしまうのかと思ったのか、それとも慣例としての注意事項なのか、そんな風に注意を述べてから、始まりました。

始まるまでは緊張しましたが、座り、弁護士に向き合うと、なんだか自然に語れる。語りたいたいという思いがこみ上げました。

(以下、編集部による公判調書まとめです。)

### 高校時代のこと

大谷弁護士「少しさかのぼった話から伺います。61年から64年、都立第一商業高校入学、卒業ということですよね。」「商業高校だったということは、何か理由があるんですか?」

被告人「財政的なことで大学に行けるとは思えませんでしたので、むしろ、家にお金を入れられないということ、父の助言もありまして、普通の高校に行くよりも、就職していくには、資格も取れるし、商業のほうがいいんじゃないかということで、商業高校に行きました」

弁護士「御家族、お父さんの教育方針でもあったんでしょうか?」

被告人「そうです。父は、いろんな学校出てまして、逆に社会から学ぶ、そのほうがよっぽどいいということで、早く社会に出るようということもありましたので」

弁護士「高校時代の部活動というのは、どんなことをしていましたか?」

被告人「小説とか詩とか、文芸活動というんですか、そういうクラブ活動を熱心にやっておりました」

弁護士「文芸部というと、いわゆる文学少女ということなんじゃないかな。具体的に、小説なども書いてたんですか?」「何かまとまった小説は書かれましたか?」

被告人「そうですね、そのころは、子供の目線から、とにかく世の中を見る、そういう感じの小説を書きました」「本に載ってたのでは、私が書いたときは『きょうだい』という題だったんですけども、後で、『朝鮮の子』というので、何か本(註:『噂の真相』

1993年5月号)に載ってました」

弁護士「あなたが、いわゆる社会に目を開くというかしら、そういう問題の契機とすると、朝鮮問題というのかしら、差別問題などは最初にあったということですか?」

被告人「そうですね。朝鮮戦争の時代に小学校にあがっていく過程でしたから、一番大きな世の中に対する目覚めとしてはそうです」「朝鮮人と日本人の日々のいざこざですね、それを見て、子供がコピーして、朝鮮人を日本人がいじめる。それに対して、父が、人間はみんな同じであり、民族、日本人が誇りなように、朝鮮人も朝鮮人を誇りとしている。みんな対等なんだということで、いじめることを怒られました。そういうのが、非常に大きな影響を与えたと思います」

弁護士「ところで、あなたが高校3年のころだと思んですけども、身近な親切をやるという小さな親切運動というのがありましたね」「これに、あなたはかかわったことがありますか?」

被告人「はい、あります」

弁護士「そのかわる動機というののかしら、どうしてそういうことをやるというふうに思ったんですか?」

被告人「高校で、何をやっても何か満足しないというか、生きがいが見つからない。そんなときに、新聞で小さな親切運動というのを見て、それはどういうことなのか、私にもできることがあるんだろうかということで、どういうことが小さな親切なのかと、まず聞いてみようということで、事務局に聞きに行ったら、今ここで何かやることも全部小さな親切だよと言われて、じゃ、事務局であて名書きからお手伝いしますということで、やり始めました」

弁護士「それが、1963年8月18日の毎日新聞に、大きな写真入りで報道されているんですけども、ご記憶にありますか?」

被告人「はい」

弁護士「その後、この経験をもとに、NHKの青年の主張というものに出たことがありますか?」

被告人「高校3年でした」

弁護士「どんな内容でしたか?」

被告人「小さな親切の運動というのが新聞に出たことによって、逆に、何百通かの、同世代の人とか、お年寄りの方から、お手紙を頂いたんですね。で、小さい親切というのは、そういう善意というのは、必ずどこかへ波及して行って、いつでもみんなとつながっていくもんだなという実感がありましたんで、そういう内容だったと思います」

就職

弁護人「64年3月卒業して、キッコーマンに就職したということですね」「この就職は、財政的な理由ということになりますか？」

被告人「はい、そうです。当時、一番お給料が高かったという理由で、キッコーマンを選びました」

弁護人「どんな仕事だったんですか？」

被告人「非常にやりがいのある仕事ではあったんですけど、当時、キッコーマンがアメリカに進出していき、それと連携して、デルモンテという会社が日本に入ってくる。カゴメケチャップってあったんですけど、カゴメを駆逐して、外資が入ってくる。そういう企画、拡売の作業をする食品課という、創設されたばかりのところに入りました」

弁護人「あなたは、就職してから、組合活動とか、労働運動とか、そういうところには入らなかったんですか？」

被告人「組合運動も、組合の中で文学活動がありましたんで、参加してました。ただ、組合自身が、いわゆる御用組合というんですか、出世するための。何か委員長というの、出世するための通過儀礼のようなところだったと思います」

大学の2部入学と退職

弁護人「あなたは、その後65年になって、明大に入学しますね？」「学部とすると、文学部史学科ということでもいいですか？」

被告人「はい」

弁護人「就職はしたけれども、大学の2部ですけども、行ったというのは、何か理由があるんですか？」

被告人「それは、キッコーマンの社員の中で夜学に行ってる方がいて、就職しても大学に行けるというので、小さいころから、先生になりたかったんで、もう1度その夢を拾いなおして、やりたいということで、始めました」

弁護人「65年4月当時の、明治大学の様子なんですけれども、どんな様子でしたか？」

被告人「ちょうど日韓条約をめぐる活動というか、反対闘争とか、それから、ベトナム戦争に反対する、ちょうどベ平連ができていく過程でもあり、それから、学費値上げが、早稲田から、次明治というかたちで移っていく、非常に活気のある時代でした」

弁護人「2部というのは、どんな人がいるんですかね？」

被告人「2部は、やはり、地方から、財政的には豊かではないけれども、勉強したいという向学心のあ

る方がほとんどでしたね。で、その中には、クラスに自衛官もいましたし、警察官もいましたし、非常に、勉強する気概のある人たちが集まってました。」

弁護人「あなたの生活のサイクルとすると、仕事をちゃんと5時までやった後に、大学に行くという生活ですか？」

被告人「そうですね、6時に起きて、6時半に家を出て、8時半の始業の前に会社に着いて、5時に会社を慌てて終えて、5時半から授業に出て、10時まで授業で、その後1時間から1時間20分ぐらいを活動というかに当てて、その後、お茶の水から、最終新宿発に乗って、家に着くと1時という、そういう生活サイクルでした」

弁護人「あなたは、その生活サイクル、どのくらい続けたんですか？」

被告人「それは、1年半、2年近かったですけど、ちょっと体がもうもたなくなってきましたね」「仕事自身は楽しく生きがいがあったんですけど、みんなが残業して仕上げようというときに、学校に行かなければいけないということで、みんなに迷惑かかるんで、辞めようということで、辞めました」

大学でのサークル活動から学園闘争へ

弁護人「大学入った後の、いわゆる活動なんですけれども、どんな活動していましたか？」

被告人「初めのころは、やはり文学サークル、文研というんですけれども、そこで詩を書いたり、小説書いたりということと、少し自治会活動をやる、そういう感じでしたね」

弁護人「文芸、具体的なサークルの名前あるんですか？」

被告人「明大文研、文学研究部ですけど、それで、『駿河台派』という同人誌を出してました」「それと、文学部自治会活動に、少し加わってました」

弁護人「文学部自治会活動というのは、やはり学費闘争と、学費値上げ阻止闘争というものに加わるようになったということですか？」

被告人「そのときには、文学研究部のほうからの推薦というか、それで、サークル連合の執行部というところから、学園闘争にはかかわるようになってます」

弁護人「学費闘争は、結局その後どうなったんですか？」

被告人「早稲田が終わって、次明治というところで、非常にシビアな闘いになっていったこともあって、最後には、当時、有名なんですけれども、執行部と理

事会側とで、ボス交というかたちで妥結しまして、学生大会でスト権確立したのに、そうした裏切りはというので、ぐしゃぐしゃになったというのがあります。で、明治の2部では、学生大会でストライキを行ったんであるから、その協定は無効だということで、闘争を続けるという決定をしていました」

弁護人「あなたは、そういう学内での学費闘争と、学外というかな、例えば、デモに行ったりとかいうようなことは、その当時からしていましたか？」

被告人「はい、入学してしばらくして、ベ平連ができたんですね。で、ベ平連のデモには出掛けました」

弁護人「そうすると、初めてのデモはベ平連のデモということですか？」

被告人「はい、65年の6月ぐらいでしたね」

弁護人「あなたの本によると、入学式早々に座り込みに参加したという、確かそういうことが書いてあったんですけど、これは本当ですか？」

被告人「はい、まだ入学式前だったと思いますけれど、お金を払いに行ったときに、座り込みしてる人たちがいて、理由を聞いたら、自分の値上げではないけれども、みんなのために座り込みして、その結果、停学になった学生の復学闘争が何かそんなのでした。それに賛同して、座りませんかというので、一緒に座ったのが最初ですね」

弁論大会

弁護人「その当時、ネール記念弁論大会というのがあったようですけども、それに参加されましたか？」

被告人「はい」

弁護人「ネール記念弁論大会というのは、どこが主催なんですか？」

被告人「それは、インド大使館と、早稲田の大隅何とか財団だか忘れちゃったけど、何かそんなようなところの共催だったと思います」「65年です。大学に入った年です」「もともと、ガンジーにあこがれというのはあったし、それから、1位になったらインド旅行というのがあったんで、是非行ってみたいというふうに思っていて、参加しました」

弁護人「このネール記念弁論大会では、どんな内容を話したか覚えてますか？」

被告人「あんまり覚えてないんですけど、ネールが獄中から娘のインディラに出した手紙のようなもの、獄中記みたいなのがありまして、それで、民族の尊厳とか、非暴力こそが暴力より強いというような話とか、娘に父が語る、そういう中身を、自分の父を思い出し

ながら、論文というか、文を、論を立てて弁論やったと思います」

明治のセクトとの関係

弁護人「今度は、明治のそのころのいわゆるセクト、党派の関係なんですけれども、どこが強かったというふうに聞いていいですか？」

被告人「明治の昼間部のほうは、ブント社学同が強くて、全学連ができたばかりで、そのいわゆるヘゲモニーを明治中心に社学同が持っていました。で、2部のほうは、60年代からのいわゆる安保ブント系列のMLというんですかね、MLとか、1人、2人中核がいたのかな、そういう感じでしたね」

弁護人「あなたは、その中で、ブント系の、いわゆる社会主義学生同盟、社学同にかかわるようになりますね？」「これは、学費闘争がぐしゃぐしゃになったとき。ですから、67年3月ぐらいからです」

弁護人「何かきっかけはあったんですか？」

被告人「当時は1部も2部もなく、みんな仲良く活動してましたけど、中核派が、ブントに対してリンチに大学まで来て、みんな逃げながらも、自分の責任貫こうとして、明治の昼間部の人たちが、殴られながらも頑張ってるのを見て、最初から作り直したら、ブントもよくなるんじゃないかということで、誘われて、社学同でやってみようかというふう考えたわけですよ」

弁護人「そうすると、その当時、あなたが社学同にかかわるようになったのは、その政治的な路線で選んだわけではないんですか？」

被告人「まあ、政治的に、余り意識性がよくあったわけではありませぬけれども、やはり、昼間部の人たちと学費闘争と一緒にやっていく中で共通してたのかもしれないですね」「それは現実的に、社学同がもう崩壊していく中で、学費闘争を更に闘わないといけない。で、早稲田と中央と明治の人たちと一緒に、社学同を再建しようという呼びかけがあったんで、それを一緒にやっというふう思ったんですね」

「昼間部の人たちと共同してましたから、苦労だとか、右翼も中核も、リンチ合戦になってましたんで、それをどう防衛していくかという、どうせだったら、まずゼロから作り直したらいいんじゃないというので、積極的にかかわるようになったというのがありますね」

弁護人「そういうふうな、学生時代に、政治組織とか、セクトとかかわるようになって、あなた自身、何か変化したことありますか？」

被告人「別にないですね。ブント自身が、そうい

## オリーブの樹 第34号

う、ルーズというところもあったし、余り何か変化したという自覚はなかったですね」

### 転換の契機の10・8闘争

弁護人「67年のいわゆる10・8闘争、山崎さんが亡くなった集会ですけれども、これには参加しましたか？」

被告人「はい、参加しました」

弁護人「この日、参加して、何かあなたの心情に変化はありましたか？」

被告人「非常に闘争スタイルが変化したというのがあって、その当時ゲバ棒と呼ばれていましたけど、棒を持つ闘いになったという、大きな変化がありました」

弁護人「あなたの気持ちとして、何か変化はありませんでしたか？」

被告人「そうですね、このまま詩を書いていいのかなということ、強く感じました。で、詩を書くためにデモに行ってるような錯綜というか、そういう実感があって、もう詩を書くのはやめようというふうに決めた日でもありますね」「やはり、(詩を書くことが)逃げ場になってるんじゃないかというような思いがありました」

弁護人「この67年の10・8のことを、お父さんは、どんなふうに言っていましたか？」

被告人「その日に、家に帰ったときに、初めて、父から、自分が過去に民族運動をやったというのを聞いて、同時に、ああいう闘い方でいいのかというようなことを言われましたね」「小さいときから、政治というか、社会を変える、世の中をよくする、そういう対話をずっとしていたように思います」

弁護人「お父さんは、あなたが、そういう学生運動を一生懸命やってることに、反対でしたか？」

被告人「反対はしません。むしろ、自分が信念を持ってやることは最後までやり遂げるようにと。後で分かるんですけど、父自身は、それを貫徹しなかったという経験から、そう言ってたんだろうと思います」

### 現代思想研究会の立ち上げ

弁護人「その後、あなたは、現代思想研究会というものを、初めて立ち上げたんですか？」

被告人「そうですね、67年の社学同に入ったころ、明治の2部のサークルとして、あらゆる思想的なことを勉強しようということで、現代思想研究会とい

うのを、当時のブントシンパとか、ブント系の人たちで作りました」

弁護人「67年の10・8以降なんですけれども、ボリビアでゲバラが殺されたのはこのころですよね？」

被告人「そうです。67年10月8日か9日だと思います」

弁護人「影響受けて、ブントが、いわゆる組織された暴力とプロレタリア国際主義を掲げるようになりますよね。」「この内容は、どんな内容なんですか？」

被告人「それが後々までの大きなスローガンとなりますけれども、やはり、ゲバラが亡くなったということと、それから新しい闘争形態になったこと、その2つが大きな理由であったと思います」「ゲバラの国際的な貢献といえますか、ローマの剣士と観客のような関係で連帯してはいけなと。同じように血を流して、共に闘おうじゃないか、2つ、3つ、更に多くのベトナムをと呼びかけたゲバラに共鳴して、国際主義というのが非常に大きなテーマになりました。それから、新しい闘争形態ということもありまして、組織戦略的には、多分社共を超えるような直接行動、そこにテーマがあったんじゃないかと思います」

弁護人「ゲバラというのは、その当時のことを知っている人は何となく分かっているかもしれませんが、記録に残すために敢えて聞きますけれども、国際主義のシンボリックな人というふうに向っていいんですか？」

被告人「はい」

弁護人「その人が殺されたということで、その遺志を継ぐというか、それと同じようなことを、自分たちがやりたいと、こういうことですか？」

被告人「はい、そうだと、思います」

弁護人「あと、組織された暴力というか、武器とか武装とかいうものに関して、何か違った局面があるというふうにとらえたんですか？」

被告人「そうだと思います。アナーキー的な大衆的な蜂起というか行動よりも、むしろ組織されたブントの戦略部隊というイメージだったんじゃないかと、思いますけれど」

弁護人「それは、67年の10・8の山崎さんの虐殺に何か関係あるんですか？」

被告人「10・8の総括というかたちで出てきた方針だと思います」

弁護人「そうすると、やはりもう少し、武器の質、武装の質も高めようというようなことも意識された内容なんですか？」

被告人「そうですね、当時は、新しくゲバ棒が出たということ自身が、武装が上がったというふうに感じていましたんで、それを論証するというか、論理化したんじゃないかと思います。非常に、10・8によって、闘争の質が変わりました。それまでは、フランスデモとか、ジグザグデモだったんですけど」

### 国際反帝集会

弁護人「翌年になりますけれども、68年8月3日、国際反帝集会というものがありませんか？」

被告人「はい」

弁護人「これは、どこの主催だったんですか？」

被告人「それ、ちょっと覚えてないですけど、何とか実行委員会にしたかもしれませんけれども、ブントの議長が実行委員長をやって、ブント主催だったと思います」

弁護人「国際というからには、外国から、いろいろ革命したりとか、そういう方を呼んで集会を持ったんですか？」

被告人「アメリカからは、ブラックパンサー、ウエザーマン。ドイツからは、社会主義学生同盟。フランスからは、第4インター系だと思いますけど、全学連の人とか、あと随分。ベトナム反戦と国際連帯が大きなテーマだったと思います」

弁護人「あなたは、これに参加しましたよね？」

被告人「はい」

弁護人「具体的な内容として、どんな内容だったんですか？」

被告人「やはり、ベトナム反戦と全世界でアメリカに対して連帯して闘おう。これが基本的なテーマですね。で、日本でいえば、日米安保反対ですけど、そこで出されたブントの基調報告というものは、もう少しちょっと、後の赤軍派に移行するような文章だったと。そのときは知りませんでしたけど、後で聞きました」

弁護人「あなたは、この集會に参加して、どういう感想を持ちましたか？」

被告人「これが、私にとっては、決定的に自分のかわりを強く求めていくことになったと思います」「世界中に同じように思っている人がいて、こういう人たちと一緒に闘っているのがブントなんだというので、非常に誇りを持ったというのがあります」

弁護人「そうすると、あなたは、このときからもう国際主義、国際連帯ということで、世界のそういう、各地で闘っている人と一緒に何かをやりたいという思いを持ったということですか？」

被告人「はい」

弁護人「あなたとすると、ブント(共産主義者同盟)がそれを掲げているということで、それに共感したということですか？」

被告人「はい」

弁護人「あなたは、学校の先生になりたいくて大学に入ったということでしたよね。学校の先生になりたいという気持ちは、もうこのころはなくなりましたか？」

被告人「いや、当然、学校の先生になろうと思ってましたし、一緒にやってる人も随分学校の先生に実際なってますけど」

弁護人「教職は、結局取れたんですか？」

被告人「当時、ストライキをやってまして、レポートを出さないのが幾つかあったんですけど、それでも、点を出してる先生と出さない先生もいらっちゃって、取れてないのが1個あったと思います。それで、まだ教職は続けようと思ってました」

弁護人「そうすると、教職とすれば履修できなかったけれども、この69年3月には、一応卒業年度になりますよね」

被告人「はい、卒業しました。そして、政経学部の政治科に入りました」

弁護人「それは、何のためにですか？」

被告人「中学の教育実習やったんですけど、教えたのが三権分立のところですね。そういうので、ああ社会科の先生になるには全般的に学習しとかないといけないので、教職ひとつ取らないといけないのもありましたんで、政治科をもう一度やろうと、思ったわけです」

弁護人「あくまでも、教師の資格を取るということをあきらめられなかったの、もう1度学士入学をしてでも取ろうということだったわけですか？」

被告人「はい、あきらめるとかじゃなくて、当然それにまだ力を入れてたときですから」

### 4・28闘争をめぐる論争から赤軍派の誕生

弁護人「69年3月に、いったんは卒業して、今度は69年4月なんですけど、4・28闘争ありますよね。これ、当然、参加したということですよね？」

被告人「はい」

弁護人「この69年4・28の総括をめぐって、何かブント、共産同の中で論争がありましたか？」

被告人「そうです。この4・28闘争をどのように闘うかということで、結果として赤軍派が生み出されてくるということになりました」「時代を背負ったところで、このまんま同じような闘争をやってもだ

めだと。武装の質を上げるということ、党自身が武装可能な組織に改変すべきだというような論争だったんじゃないかと思います」「もともと、ブントは世界一國同時革命といって、世界革命を目指してましたんで、それをもっと組織論的にも、世界党、世界赤軍、世界革命戦線というかたちで、世界的な組織実体形成も目指し、かつ武装闘争を即始めろという主張が、赤軍派だったと思います」

弁護人「あなたは、その後、結局は赤軍派にかかわるようになりますよね。」「具体的に、もう、赤軍派と一緒にやるということですよ。それは、武器をエスカレートする、武装の質を高めるということに賛同したということですか？」

被告人「はい」

弁護人「それは、その当時、それが必要だというふうに思ったと？」

被告人「そうですね、同時に、人脈的にも、これまで一緒に共同してきた人たちがそれを主張してたというのもあったと思います」

#### 7・6事件

弁護人「そこに行く過程で、ひとつ、69年7月6日ですけども、明大の和泉校舎で、内ゲバがありましたよね？」

被告人「はい。これには参加はしてませんが、後で現場に行って混乱を見ました。議長に対して、赤軍派が暴力を振るったということで、結局、議長が、機動隊の介入もあって、けがした状態で、破防法被告というか、破防法で指名手配だったにもかかわらず、そこで、けがをした状態で逮捕されたという事件を、7・6事件としていわれています」

弁護人「これは、ブント内の内ゲバですよ？」

被告人「そうです」

弁護人「だから、赤軍派と赤軍派ではない人たち、これが暴力的なゲバルトとなってしまったと、こういうことですか？」

被告人「当時は、まだ赤軍派というのは存在していないんです。ですから、ブント内の論争の中で、多分、指導部を変えたいという要求のひとつだったんじゃないかと思いますが、それが高じて、結果として、はずみで分派になっていくというのが実際のところだったんじゃないかと思います」

弁護人「どうして、このような暴力ざたになったか、今としてみると、思うところありますか？」

被告人「それは、やっぱり、使命感というかたちで、相手がどう考えてるかよりも、あいつらはやらな

いんであると。今から考えれば、皆同じことを考えたとは思いますが、そのやり方、時期、方法、その辺の論争だったんじゃないかと思います」

弁護人「赤軍派が成立する直前の、このゲバルト、これがその後どういうふうに影響を与えているかというふうなことに、何か考えるところありましたか？」

被告人「結局、そういうふうな、違った意見に対して暴力で粉砕するということが、これが革命に対する犯罪だと、深く考えることが十分できなかった結果として、連合赤軍事件に至る流れを作ったのではないかと、私は思っています」

#### 赤軍派の主張

弁護人「赤軍派というのは、その当時、どういうことを主張していたんですか？」

被告人「当時は、ブントとも共通するんですけども、やはり、ロシア革命以降、世界史は人類、人間史に向かっているんだと。それにもかかわらず、ソ連とか、そういう勢力が革命を押し止めているということで、攻撃的階級闘争というんですけども、能動的な闘いを通して実現しようと。で、その方法としては、世界党、世界赤軍、世界革命戦線を結成すると。で、それを今もってすぐ前段階蜂起という、ここが一番大きな違いになるところなんですけれども、秋に武装蜂起して、権力を奪取しようという。それを、蜂起より小さくて、デモより大きい前段階蜂起という。言わば、父に言わせれば、それは赤色クーデターではないかと言っていましたけれども、そういうことを主張していましたね」

弁護人「今としてみると、世界同時革命、世界党、世界革命と、こういろいろ言うのと、何となく、あなたも照れくさそうに言っているのは分かるんですけども、その当時は、あなたとしても、前段階武装蜂起というのは、その秋に可能だというふうには思ったんですか？」

被告人「いや、余り思ってなかったですね。むしろ、私たちや明治の人たちは、取りあえずやるという感じでしたね。どちらが本当に真剣に闘っているかというふうなところで見たんじゃないかと思います」

弁護人「とすると、余り赤軍派としての理論とかいうよりも、やる気のあるなし、どちらがより戦闘的かということを決めたということはあるんですか？」

被告人「それが、皆強かったんじゃないでしょうか。私も含めてですけど」

弁護人「赤軍派というのは、規約はありました

か？」

被告人「規約はないです。そういう意味では、自分たちが仕掛けたわけですから、ブントから、結果として追い出されて、そこから、それでも軍事頑張るんだみたいのところでしたから、規約とかはありませんでしたね」

弁護人「世界党とか世界革命とか、そういうことには共鳴したんですか？」

被告人「そうです。やはり、ブントの路線もそうでしたし、組織された暴力と国際主義、その内容を世界の同時的な革命によって実現することが、それしか方法はないというふうな考えましたね」

弁護人「世界で同時といったら、日本だけじゃないですよ。どこと一緒にやるつもりだったんですか？」

被告人「それは、やっぱり、まだ観念的ではありましたが、ソ連とか、ほかの勢力をオルグするんだというのが、赤軍派の主張だったと思います」

弁護人「要するに、一国内だけで革命やってはだめだというのが基調だったんですかね？」

被告人「だめだというよりも、世界の革命の中からしか日本の革命は作れないと。当時、世界革命の実現主体として、武装プロレタリアートという世界的な使命を帯びた勢力、そういう質を作り出していくと。その中で革命情勢を切り開こうという考えでしたね」

#### 赤軍派に集まってきた人

弁護人「どういう人たちが、この赤軍派に参加していましたか？」

被告人「非常に若い、今から思えば、社会性が欠けるといってもいいですけども、高校生とか大学生、それから関西の人が多かったんだと思います」

弁護人「明治はどうなっちゃったんですか？」

被告人「明治は、昼間部のほうは、まだ何が起こったか、態度決めかねていました。それから、2部のほうは、当時既に、いろいろなかたちで協力していましたので、1人ずつというか、みんな赤軍派に来る人もいましたし、それから、ひきょうといわれようと、自分は職場で闘うといっって、来なかった人もいましたし、様々でしたね」

弁護人「明治からその赤軍派に行った人たちというのは、あなたがオルグしたというか、誘ったんですか？」

被告人「私が誘った人もいますけれども、むしろ、当時、学生会館に赤軍派になる人たちが皆いましたの

で、その人たちの影響が大きいんじゃないかと思えます」

弁護人「現思研の人たちはどうなったんですか？」  
被告人「現思研の人たちが、共同作業の中で、何人かは赤軍派になりました」

弁護人「遠山美枝子さんという方おられますよね。この方は、明大の学生さんだったんですか？」

被告人「そうです。サークル連合の執行部をやっているときに、彼女もサークルの人でしたので、法学研究会から執行部に入ってきた人で、知り合いました」「ひとつ後輩だったかもしれないです」

弁護人「あなたは、彼女とはかなり親しくなったということはあるんですか？」

被告人「はい、親しかったです。女性が非常に少ない時代ですから、研究部、連合会執行部では、彼女ぐらいだったですね」

弁護人「彼女も赤軍派に参加しましたね。これは、やっぱり、彼女もその赤軍派のさっきの理論に共鳴したからなんじゃないか？」

被告人「私と似たようなものじゃないかなと思います」

#### 赤軍派の女性活動家

弁護人「当時、女性の活動家が少なかったということですけども、主に、女性の活動家はどんなことをしていたんですか？」

被告人「赤軍派もブントも、(当時は、まだウーマンリブとかなかったですけど、)言ってみたら、男社会ですから、比較的補助的な活動、救援だとか、連絡とか、そういうのが多かったと思います」

弁護人「あなた自身はどういうことをしていたんですか？」

被告人「ブントのときは自治会活動ですけど、赤軍派になってからは、お金を集めたり、電話の番をしたり、オルグとか、救援活動とか。一番多かったのは、財政的なことだったかなと思いますけど」

弁護人「カンパを集めていたということで、若松さんが、かなりあなたの集金能力は高かったというふうには言っていましたけれども、何かコツがあるんですか？」

被告人「いや、別にないですけど、友達が多いか少ないかじゃないでしょうか」

弁護人「どんな人からカンパ頂いてたんですか？」

被告人「小学校から今までの人生の友人たちが協力してくれたというのがありましたね」

弁護人「女性が、救対とか、救援とか財政とかい

## オリーブの樹 第34号

うようなことに主に従事してたということですよ。それは、何か男社会というか、女性蔑視的だということで、問題になったことはないですか？」

被告人「男の人たちは、そういうつもりはない分だけ、気がつかないんだと思いますけど、差別ということに対して女性たちで意見書を何度も出したことがあります」

弁護人「いわゆる赤軍派ですから、軍事というか、それを担う人たちもいましたよね？」「その中には女性はいれないという体質が、赤軍の中にあっただけじゃないですか？」

被告人「はい、そうです」「男女同権社会を作るのに、なぜ党内が男女差別なのだと。で、軍に入れるという要求もありました」

弁護人「あなたは、財政担当ということで、カンパを集めてたということなんですけど、後に、国際部に属するようになりますよね。いつごろからですか？」

被告人「それは、逮捕された後ですから、70年6月ぐらいですね」

弁護人「なぜ、国際部に属するようになったんですか？」

被告人「やはり、よど号の事件の後で、人材が不足したんじゃないですか」

### 国際根拠地論とは

弁護人「よど号の話が出たので聞きますけれども、まず、70年3月31日ですよ、よど号がハイジャックして北朝鮮に行ったと」

被告人「はい、30日」

弁護人「これは、その当時、赤軍派が主張していた国際根拠地論というのに、何か関係があるんですか？」

被告人「はい」

弁護人「まず、国際根拠地論というのはどんなものなんですか？」

被告人「これは、前年に、大菩薩峠というところで訓練中に、五十何人が逮捕された事件がありました。それを総括して、国際根拠地をもって革命をやらなければ、日本の一国では革命できないということで、社会主義諸国のどこかに革命の根拠地を形成しようということだったと思います」

弁護人「社会主義諸国のどこかに革命根拠地を作るということは、根拠地なんだから、そこから日本の革命を担うために、行ったり来たりすると、こういう

想定ですか？」

被告人「はい、そうです」

弁護人「それで、取りあえず、一番最初に決めたのが、北朝鮮をベースにしよう、ということだったんですか？」

被告人「多分、後で聞くと、みんなが考えてたのはキューバだったんですけど、実際には、いろんな条件で北朝鮮になったということのようでした」

弁護人「もうそもそも、行った当初から、北朝鮮じゃなくて中国だったんじゃないかとか、キューバだったんじゃないかという話があったんじゃないんですか？」

被告人「はい、まだ飛行機が金浦に停まってる時から論争が始まっていたようですね」

弁護人「そもそも、北朝鮮に行くということ自身が、党内では意外ということがあったんですか？」

被告人「はい」

弁護人「国際根拠地論って、これいつぐらいから言い出したんですか？」

被告人「大菩薩峠の敗北の後ですから、多分、一番最初に公表したのは、70年1月の革命戦線の会議か、大衆集会か何かではないかと思いますが」

弁護人「これは、我が国で初めてのハイジャックということで、かなり大変な事態になりましたよね」

被告人「はい」

弁護人「その直後に集会が予定されていたのも、開かれなくなったということがありましたよね？」

被告人「はい、当時、4月1日だったと思いますけれども、日比谷野音で大衆集会を予定してたんだけれども、警視庁から許可取消ということで、それはこれまでの慣例に反するという事で問題になって、新聞には出ましたけれども、結局、集会を開くことさえ許可されない事態になりました」

### 被告人の逮捕歴

弁護人「あなた自身は、69年11月に1回逮捕されてますよね？」「これは、2泊3日、13日で釈放されているようですよ、何の事件だったんですか？」

被告人「最初のときには、9月だったかに、滝野川で政治集会をやったんですけど、その政治集会に、登録者として名前を書いた。そのときに、都公安条例違反ということで逮捕されました。で、その意図が分からなくて、別件逮捕ということで、『ジュリスト』にも出てたぐらいだったんです」

弁護人「それが、釈放と同時に、また再逮捕で、

4・28で逮捕されているんですよね？」

被告人「そうです」

弁護人「結果とすると、1か月近くそこで拘束されたということですね？」

被告人「はい」

弁護人「そこでの実質的に調べられた内容は何だったんですか？」

被告人「そこでは、やはり大菩薩峠のことを調べられました。その口実として、別件逮捕が2つついたという感じでしたね」

弁護人「その後、よど号後の70年5月にも、また、あなたは逮捕されてますよね？」

被告人「はい、そのときには、大菩薩峠の、今度は書面で、別件逮捕で調べたのはよど号のことを調べたというのがあります」

弁護人「形式は大菩薩だったけど、実質は、今度はよど号だったと、こういうことですよ」

被告人「はい」

弁護人「両方とも不起訴で釈放ということですね。」「その当時の取調べの雰囲気ですけど、刑事等は、あなたからどういうことを期待していたんですかね？」

被告人「刑事が言ったのは、赤軍派は女が重要なことをやってないのは分かっているんだと。だけれども、嫌がらせて何度でも捕まえてやる、というふうに言われましたね」

弁護人「そうすると、当時、女性活動家が、組織内、セクト内でどういう役割をしているかというのは、刑事自身もよく分かってたということですか？」

被告人「そうです。よく分かってましたね」

### よど号後の再編

弁護人「よど号後ですけど、国際根拠地論、先ほど、社会主義国にベースを作るというような内容でしたけれども、これに何か再編がありませんでしたか？」

被告人「はい、ありました」「国家に行ったらだめだ。当時は、早く帰ってくる予定だったようなんです。けれど、やっぱりあれは誤りだった。国家ではなくて、闘ってるところへ行くべきじゃないかということで、アメリカと第三世界、いわゆる3ブロック階級闘争論で言えば、帝国主義本国と第三世界というイメージだったと思います」

弁護人「そうすると、最初、赤軍派というのは、社会主義国にベースを作ろうということだったけど、国の中に入っちゃうと出にくいとか、出たり入ったり



なんて全然できないと、こういうことは総括としてあったんですか？」

被告人「そうです」

弁護人「3ブロック階級闘争というのは、いつぐらいから言い出しているんですか？」

被告人「それは、ブントの時代から言ってましたね」

弁護人「そうすると、そういう3ブロックに各根拠地を作ればいいんじゃないかと、こういうことになったということですか？」

被告人「そうですね」

### 被告人の任務

弁護人「あなたが国際部に所属するようになったのは、そのころですか？」

被告人「はい」

弁護人「この当時、そういうような国際根拠地の再編があったとしても、かなりの大弾圧の中で、大分いなくなってしまう人とか、消耗する人もいたんじゃないですか？」

被告人「はい、特に、指導的な位置にいる人たちが随分いなくなりました。逮捕されて、やっぱり革命の確信というところで消耗していったんじゃないかと思えますね」

弁護人「そういう、よど号後の大弾圧というか、大きな弾圧の中で、逮捕されながらもなおかつやり続けて、そして、国際部まで引き受けるというか、それはどうしてですか？」

被告人「逮捕されて出てきた後、実際には、もう自分にやれることは余りないな、やめようかなということで、迷惑ばかりかけて力になれないから、もう1回学校に戻ろうと思ったんですけど、もっとひどいと

## オリーブの樹 第34号

いか、だれもいなくなってる状態だったんで、是非国際部引き受けてほしいと、国際部のキャップに言われまして、それを手伝うというかたちで協力しました」

弁護人「だれもいなくなったから引き受ける、だれもいなくなったから、もうあなたも一緒になってやめられなかった理由は何かあるんですかと、こういうふうに聞きたいんですけど？」

被告人「それは、獄中にまだ仲間たちがたくさんいて、よど号で人が遠くへ行ってるのに、いなくなっちゃうというのはどうかという、そういう感じでしたね」

弁護人「獄中というのは、大菩薩で50人以上が一遍に逮捕されましたよね。ああいう人たちに対しても責任を感じるとか、あの人たちが逮捕されてるのに、自分が消耗しちゃうわけにいかないという気持ちもあったんですか？」

被告人「そうですね」

弁護人「その指導部が不在になっていく中で、若い人たちはどうだったんですか？」

被告人「若い人たちは、逆に、よど号の結果として、どんどんどんどん増えてきました。だから、むしろ勝手に、いろんな各地で、赤軍というかたちで活動している人もいたようです」

弁護人「当時、作家等の知識人層などは、どんな反応を示しましたか？」

被告人「この証言に来てくださった松田さんとか、そういう方たちが、非常に厳しい条件で闘っているのを助けてくれましたね」

弁護人「そうすると、創立時の指導部はいなくなったけども、若い人たちは集まってくるわ、知識人層も応援するよと、こう言ってくれてるような状況だったんですか？」

被告人「そうですね」

弁護人「どんな人が応援してくれたかというのは、名前出すことができますか？」

被告人「それは、先ほど挙げた松田さん以外は挙げることは控えたいと思います」

## 再び国際根拠地について

弁護人「また国際根拠地に戻りますけれども、じゃ、もう、社会主義国に国際根拠地を作るのはやめたということだと、あと、アメリカと、どこか第三世界に作ろうと、こういうことだったわけですよね。まず、アメリカに国際根拠地を作ろうということは、本気で考えたんですか？」

被告人「本気だったと思います。既に68年の8・3集会で国際反帝集会ありましたけど、そこに見えてた方が、69年にも見えまして、そういう人たちと共同して、アメリカで蜂起しようという考えだったようです」

弁護人「ブラックパンサーとかウエザーマンの人たちとのつながりのある人が行って、向こうで何か具体的な闘争が組めるんじゃないかと、こういうことですか？」

被告人「はい」

弁護人「当時の時代なんですけれども、全共闘とか、ブントとか、赤軍派が国際根拠地を目指すと、こういうようなことを言った、その当時の時代状況というのは、どんな状況だったんですか？」

被告人「やはり、これまでの闘い方では闘えないんじゃないかと。で、社会党、共産党が非常に魅力を失っていたときでもありましたし、これから、直接行動というか、それをどのように表現していくかというところで、正義性を実現する学生運動というのが、言わば中心になってた時代だったと思います」

弁護人「その中で、そういう赤軍派生まれなんですけれども、どういう傾向を持ってたんですか？」

被告人「当時は、正義性を持った闘いから全共闘運動、自治、そういう中でも、やられていく、全部つぶされていく、その中でどう反撃していったらいいのかという、その攻防に一面化してしまったんじゃないかと思えます。それが、赤軍派という一つの集団を形成していく根拠になったんじゃないかなと」

弁護人「それ、今となったら、あなたとすると、そういう傾向を持ってたのではないかと言えるということですよ？」

被告人「ええ」

(休廷)

## なぜアラブに行ったのか

弁護人「当時は、あなたはその方針に基づいて、アラブに行ったわけだけど、アラブに行った以降のことを伺います。第三世界に、その根拠地を作りたいということだったんですけども、なぜアラブだったんですか？」

被告人「当時、民族解放運動が非常に激化して、ベトナムにおいても、パレスチナにおいても、日本の新聞で知るところとなったというのがあります。と同時に、アラブの戦場というのが、歴史的に見ても、パレスチナ問題というのが、民族解放運動の様相を呈し

ながらも、実際に敵がシオニズムとか帝国主義、国境を超えてしか勝利できない、そういう戦場だったというのが、大きな要因としてあります」

弁護人「その当時、あなたが行ったのは71年3月ですよ？」

被告人「はい」

弁護人「ベトナムというのは、本当に世界的規模で皆さんが応援して、アメリカと闘うと、こういうことでしたよね。じゃ、なぜ、ベトナムではなくてアラブだったのかと、こう聞くとどうですか？」

被告人「ベトナムには、アジアでしたし、非常に近く、既に多くの人たちの連帯が行われていました。アラブに対しては、これまでの歴史過程がよく分からない。で、特にアラブの国対イスラエルというような、国と国の戦争のようにしか日本に入ってきていなかったために、人民運動としての連帯というのがなかったんです。それで、パレスチナのことを知るにつれて、本当に世界の矛盾の環だと、この問題を解決することなしには、世界革命はないだろうというふうな理解でした」

弁護人「あなたの著書には、アラブというのは、民族解放闘争と帝国主義本国の闘いの質を同時に要求されている戦場だと、こういうふう書いてあるんですけど、もう少し分かりやすくいうと、どういうことですか？」

被告人「少し歴史を説明しないといけないんで、裁判官に言われた一問一答よりちょっと超えるかもしれないですけども」

## パレスチナ問題発生の根拠

弁護人「取りあえずいつまでいこうと、民族解放闘争と帝国主義本国の闘いの質を同時にという、敵がシオニズムだからということに尽きるんですか？」

被告人「パレスチナ問題発生の根拠が、既にイギリス植民地支配の、いわゆる3枚舌外交と言われているものがあるんですけど、それと、ヨーロッパにおけるユダヤ人問題の解決というかたちで、パレスチナに矛盾が押し付けられたんです。それが、結局、パレスチナ問題を解決しようとしたら、帝国主義の問題と同時に、民族解放闘争における、その占領してる敵、それはイスラエルですね。それから、それを作り出してきた敵。それは帝国主義であり、シオニズム。それと、支えているアラブ反動王政ですね、そういうものたちに対する闘争抜きに、パレスチナ問題というのは解決できないということなんです」

弁護人「これは、第一次世界大戦以降、かなりはっきりしたかたちで現れてきて、第二次世界大戦、具体的にイスラエルが建国というかたちで、顕著になってきた事実ですよね？」

被告人「はい。で、第一次大戦のときに、イギリスが1915年にアラブの王族、後の王政になるんですけども、フセイン・マクマホン書簡というのがあるんですけど、そこで、トルコに対して闘ったら、後でアラブの独立認めてやるよと。これがアラビアのロレンスが活躍といわれている時代の側面なんです。で、同じときに、1916年といわれていますけども、サイクス・ピコ秘密協定、これは、ロシア革命でレーニンたちが権力を取ったときに、外務省の金庫から出てきたと言われている書類なんですけれども、そこには、イギリスとフランスとで委任統治として、あの地域を山分けしようという企画書があったんです。で、1917年にバルフォア宣言、これは、イギリスのバルフォアという人が代表ですけども、第一次大戦の戦費が欲しいために、ロスチャイルドに、パレスチナ建国オーケーよと。だから、金ちょうだいというかたちで、3つ違う約束をしたことが、後に第二次大戦のときに、今度は、もう責任を放棄して、それがパレスチナ建国という、同時にイスラエルに対する建国ということで、今度はスターリンと、ポツダムで戦後が分割されるときに、またパレスチナを犠牲にして、イスラエルができるというかたちになるわけです」

弁護人「ここで、あなたにパレスチナの歴史を語ってもらうには、ちょっと時間が限られているんですけども、おおよそ、敵が帝国主義国になるというのは、そういう経過だったと、こういうことですか？」

被告人「そうです。で、実際に、世界シオニズムが大きな力を持っていますので、各国の帝国主義諸国に対して、いろいろなかたちで介入している分だけ、イスラエルを追い出すという、イスラエルそのものが1国ではないんです。例えば、ベトナムだったら、アメリカを追い出すということによって解放が解決される。パレスチナ問題というのは、イスラエルが占領している地域、それを支えている勢力、それ総体と不断に対決を迫られて、何にも変わらずに、占領の事実を今もより深く持ったまま解決できないで来たのが、パレスチナ問題に現在もつながって、イラク問題にまで至っているというのが実情だと思います」

弁護人「そうすると、敵はアメリカだけじゃないんですか？」

被告人「違います」「そういう意味では、その時代は、70年代における敵というのは、シオニズム、そ

れから世界の帝国主義勢力、それからアラブ反動勢力、イスラエルと、4つですね」

#### 1971年当時のアラブの様子

弁護人「あなたが行った時代、歴史的にそういう背景のあったアラブだということがあったとしても、1971年当時というのは、じゃ、どういう状況だったんですか？」

被告人「71年当時は、ちょうど70年のヨルダンでの内戦というのがありまして、パレスチナ勢力が非常に新しい局面を迎えていたときなんです。そのときには、大きく分けて、3つの点で今と違ってたんですね。ひとつは、イスラエルをどこの国もアラブでは認めていなかったし、イスラエルというのが括弧付きで書かれている、いわゆるイスラエルと」

弁護人「イスラエルという、その国自身の建国がまだ正式に承認されてなかったということですか？」

被告人「はい、もちろん、承認してる国もありましたけれども、48年にできたときに、もう承認されてはいますけど、ソ連とか。だけど、逆に、当時は、67年の戦争の結果として、外交関係がなくて、パレスチナに対する支援としても、括弧つきイスラエルという時代でしたね」

弁護人「もうひとつは？」

被告人「それは、既にそれも解決されてる問題ですけども、PLOを（パレスチナの）唯一の正統な合法的な代表として認めるというのが、既に74年段階では認められるんですけども、私が行った時代は、まさに、内戦の相手であったヨルダン王政がパレスチナ人を代表しようとして、自分がパレスチナを併合し、パレスチナ人を代表するという立場で、攻防をしているときであったんです」

弁護人「そこがちょっと分かりにくいんですけども、パレスチナ人の代表はパレスチナ人だというふうに思うんですけども、そうじゃなくて、その1971年当時は、まだパレスチナ人が代表として認められてない？」

被告人「認められてないんです。なぜなら、47年に決議され、48年にイスラエル建国となった段階で、アラブ側が認めなかったために、イスラエルが占領し、ほかの残ってたパレスチナの地域をヨルダンが併合したんですね。ですから、その時代から、ヨルダンがパレスチナを代表し、パレスチナ人の自治をヨルダン王政は考えてたわけです」

弁護人「そのヨルダンは、どういう状態だったんですか？」

被告人「それで、3つ目の問題とかかわりますけれども、民族主義政権とか、王政に対して、パレスチナ勢力はどういう態度を取るべきかと、そこで、今度はパレスチナ人同士で路線的な対立、先ほど3つと言った局面としては、ひとつには、アラファト勢力の、ヨルダンとも妥結しながら戦術的にやろうじゃないかという勢力と、PFLPに代表されるアラブ同時革命ですね、アラブ反動勢力をやはり人民革命にしながら、パレスチナ革命をやるしかないんじゃないかという、そういうパレスチナレベルでの民族政権に対する態度の違いというのがありましたね」

弁護人「それが、ヨルダン内戦になっていたということですか？」

被告人「そうです。当時は、内戦の根拠としては、67年に戦争があったわけですね。6日戦争と言われている」

弁護人「いわゆる第三次中東戦争と言われているものですね？」

被告人「はい、そういう意味では、私が行って、リッジ闘争あったときも含めて、ずっと開戦状態なんです」

弁護人「第三次中東戦争というのは、これは6日間戦争ですけど、イスラエルの圧倒的勝利というのか、かなり占領地を増やしてしまったものですね。その終戦処理がされていない状態だったということですか？」

被告人「はい」

弁護人「この第三次中東戦争なんだけれども、その直後に、国連で242決議してますよね。これは、どんな内容だったんですか？」

被告人「これは、イスラエルが、47年の決議に基づいて、48年に占領した地域はあいまいにしたまま、イスラエルの国を認めるかたちで、67年に占領した地域から立ち退きなさいということだけなんです。なおかつ、パレスチナ人には、ライラさんも言っていましたけれども、パレスチナの決議が、国連で181決議として、パレスチナにも建国の権利があるというふうに決議されてたにもかかわらず、242では、難民としてしか扱われなかったんです」

#### PFLPの結成

弁護人「この背景の中で生まれたのがPFLPというふうに伺っていいですか？」

被告人「67年の戦争の後に、パレスチナ人たちが、自分たちが闘うしか、だれに頼っても、もうパレスチナは戻ってこないというところから、立ち上がっ

て作っていった、そういう意味では、PFLPは67年10月ぐらいだと思います」

弁護人「それまでは、パレスチナのことは、アラブ諸国の人たちが解決してくれる問題ということで、パレスチナ自身が自ら立ち上がるということではなかったということですか？」

被告人「ヨルダンの王政が西岸は併合してるし、それから、ガザ地区のほうはエジプト。で、エジプトでは、ナセルの革命がありましたから、比較的民族運動としては支援してましたけれども、やはり、パレスチナ人が主体的に闘うというかたちでは許されてない状態でしたね」

弁護人「そうすると、PFLPが結成されて以降、彼らの闘争戦術は、ハイジャック等ありますよね。連続ハイジャックがされたのは、70年9月ごろだったと思いますけれども、それは、どういう影響を与えましたか？」

被告人「それは、当時既に、ファタハのほうも武装闘争を開始してましたし、イスラエルとの対峙。で、その中で、やはり67年の処理をめぐって、アメリカの提案があったんです。ロジャーズ提案というんですか。そこで、イスラエルに有利なような提案をヨルダンがのうとしてるということに対する抗議ですね。イスラエルとアメリカとヨルダンで、パレスチナ問題を解決しようというのはけしからんと。パレスチナ人自身の民族自決権を侵してるところで、立ち上がった闘争の一貫として、ハイジャック闘争があったわけですね」

弁護人「そのハイジャック闘争があることによって、パレスチナ問題というのは、世界的にどういうふうに受け止められていたんでしょうかね？」

被告人「それまでは、ライラさんの証言の中にも出てきましたけれども、ただの難民としてしか世界は見えていなかった。それに対して、PFLPは、武装闘争が最高のプロパガンダという言い方をしましたけど、最高の宣伝として、武装闘争によってパレスチナ問題を知らしめると。それを実現するひとつの内容としてハイジャック闘争があったし、私たち日本人も、そのことによって、パレスチナ問題というのを知る契機になったと思います」

弁護人「あなたは、日本でそういうことを学習していったということですか？」

被告人「十分ではなかったと思いますけれども、なぜ闘ってるのか、あるいは、どうも国家間戦争ではないなというところから、ベトナムと違うかたちの民族解放闘争であり、それを支援している人民勢力が見

えてこない。それを少しでも知りたかったし、何かきっかけはないかなと、そういう感じでしたね」

弁護人「でも、あの当時、70年、北朝鮮へ行ったのも意外でしたけど、あなたがアラブに行ったということに関しては、かなり大きな驚きというのか、日本人にしてみたら、どうしてアラブなんだという疑問はあったんだと思うんですけども、あなたとすると、それでもここは行かねばならぬというふうになった気持ちを、もう少し聞きたいんですが」

被告人「なぜああいう闘争形態が可能なのか。例えば、ベトナムだったら、そういう闘争しませんよね。陣地もあり、国家という後ろ楯もあり、その中でベトナムの闘いが行われており、そして、松田さんも証言の中で言っていましたけど、義勇兵として登録したというのありましたけれども、その当時のベトナムは、そういうことに対しては、自国の帝国主義と闘ってほしいという立場でしたから、全く、パレスチナ問題とは違う、オーソドックスといえますか、一国の革命解放で完結していくような闘い方だったと思います。しかし、パレスチナ問題というのは、知れば知るほど、世界革命なしに解決できない。で、世界党、世界赤軍、世界革命戦線というふうに主張してた赤軍としては、まさに、このパレスチナの戦場を闘いの根拠として、世界は新しく生まれ変わるんじゃないかと、そういう非常に大きなインパクトを持ったイメージとして受け止めました」

#### 黒い9月

弁護人「行って早々のころなんですけど、71年3月、もう少しアラブの様子を伺いたいんですけど、あなたの最初の、第1回の意見陳述で確か出てたと思うんですけど、ヨルダン内戦で、『黒い9月』（＝パレスチナ人）がかなり大弾圧を受けている時期だったんじゃないですか？」

被告人「はい、そうです」

弁護人「このヨルダンの内戦のことに、なぜ『黒い9月』（＝パレスチナ人）がそういうふう到大弾圧を受けるんですか？」

被告人「ヨルダンのほうでは、アメリカとイスラエルとともに、イスラエルの242に沿ったかたちで、和平を進めていったわけですね。それに対して、パレスチナ勢力、アラファトも含む、PFLPも、PLOを中心にして、それに反対して、それが内戦になったわけですね。内戦状態になっていくんですけど、それに非常に大きなインパクトとして、連続ハイジャックによる革命飛行場というのがあって、それに対して、

## オリーブの樹 第34号

アメリカとヨルダンが、とにかくPFLPを粉砕しようということで、攻撃が仕掛けられたことによって、内戦が激化したわけです。で、余りにもゲリラが虐殺されたんで、黒い9月といわれるようになったわけです。その9月のことをブラックセプテンバー、9月に内戦が行われたわけですから」

弁護人「アラブもそういう状況だったんですけれども、当時の国際社会としても、ベトナムで解放戦線があり、南米でも、そういう動きになりましたよね？」

被告人「そうです。若い人たちには分かりにくいかもしれないですけども、私たちの世代には、革命正義という、解放運動も燃えてた時代なんです。国家は独立を求め、民族は解放を求め、人民は革命を求めて、これは毛沢東が言ったらしいんですけども、そういう時代で、すべての国が戦後の新しい独立、それから独立と同時に、民族は解放運動が盛んであり、人民のほうも新しい闘い、そういう時代でしたから、ラテンアメリカでもアジェンテ政権ができる。それから、アジアでも、ベトナムとか、カンボジアだとか、そういうところに影響を受けた人民運動というの盛んになってた時代です。で、アメリカ本国自身が武装闘争が盛んだった時代です」

弁護人「その当時、70年初頭の話ですけども、民族の解放、民族の自決ということがさんざん言われてた時代ですよ。その中であっても、パレスチナだけはまだ解決してないというふうには？」

被告人「そうです。今に至るまで、パレスチナだけは解決せずに、現在に至っているという。やっぱり、根本的なところでの占領の問題が解決されてないがゆえに、そういう問題として残ってます」

### 当時の気概

弁護人「そういう、結果として、まだ解決してないところに、あなたがかかわってしまったんですけども、その当時、あなたの気概とすると、アラブに根拠地を作って、世界革命をしようという気概があったわけですか？」

被告人「気概という意味では、あったんじゃないかと思えますけど」

弁護人「アラブに国際根拠地を作るという気持ちですか？」

被告人「いや、むしろ、当時、知り合った人たちから、助けてほしいという要請を受けて、ボランティアのようなかたちでの支援をしようというのが、当初の赤軍派国際部の活動でした」

弁護人「そうすると、スローガンとして、国際根

拠地というふうなことはあっても、具体的に何かそこに赤軍派の支部を作ったり、ベースを作ったりというようなことを想定してたわけではないんですか？」

被告人「それは、できればそうしたいというのはありましたけど、現実的には、ボランティア活動からというようなところでしたね」

### 日本国内の事情

弁護人「日本国内で武装闘争をやるつもりで行ったんですか？」

被告人「日本でというか、武装闘争に関与したいという願いは持ってました」

弁護人「国際根拠地というから、敢えて聞いているんだけど、本当に行ってしまった後の日本との関係はどうするつもりだったんですか？」

被告人「それは、まだ連赤だとか、そういうのが起こる前ですから、闘ってれば、必ず日本の中からも呼応して、アメリカ部隊もいるはずですし、それから、よど号だとか、いろんなところでのネットワークが広がるだろうと。あとは、そこから何か生まれるんじゃないかというふうな、大ざっぱなところだったとは思いますが」

弁護人「赤軍派との連絡方法に関しては、どうするつもりだったんですか？」

被告人「赤軍派とは、行く前から、もちろん所定の方法は決めてましたから、継続、問題意識を返せば、それが当時は解体状況にありましたんで、むしろ、赤軍派を、日本を相対化して見ようというふうな思っていましたから、そういう問題意識を返して、逆流できたらなあというふうな思っていました」

弁護人「余り赤軍派としては、あなたがアラブに行くことに関しては積極的ではなかったんでしょう？」

被告人「当時、最終段階では、積極的ではなくなりました。70年6月から動き出して、決めたときには、非常に好意的というか、赤軍派国際部の事業としてボランティアを送ろうとか、そういう感じでしたね。で、行く段になったら、やめようという話含めて、余り好意的ではなかったです」

弁護人「そうすると、70年6月以降は、もうアラブに国際根拠地をという路線の中で、あなたが行くということは決まっていたんですか。だれかを送ろうということだったんですか？」

被告人「そうです。6月から8月の間に、いろいろ討論があって、8月ぐらいにパレスチナへということ、パレスチナに送ろうと。それは、私がというこ

とではありません」

弁護人「結果として、あなたが行く直前になって、赤軍派として、あなたが行くことに消極的になったのは、何か理由があるんですか？」

被告人「それは、やはり、行っても余り役立たないというのもあったかもしれませんが、あと、財政的にも枯渇して、国内を放棄して行くのはいかなものか、ということだったんじゃないかと思えます」

弁護人「あなたは、日本にいたときに、アラブ、パレスチナへの連絡はどのようにするつもりだったんですか？」

被告人「それは、既に国内にいる仲介者から聞いてました」

弁護人「最初から、PFLPにボランティアとして行きたいと、こういう気持ちだったんですか？」

被告人「いや、最初は、パレスチナのことについて学習していく中で、何人かを経て、パレスチナの中で、そういうボランティア、医者とか看護婦とか技術者を欲しがっているということで、じゃ、赤軍派の国際部として、人を何とか派遣できるようにしましょうということだったですね」

弁護人「それは、PFLPが募集してる。PLOじゃなくて、PFLPが募集してるということだったんですか？」

被告人「PLOも募集してましたし、PFLPも募集してるって聞きました」

弁護人「そして、国内で連絡を取ってくれるという人は、どこに連絡を取ってくれるということだったんですか？」

被告人「それは、PFLPに取ってくれるということだったと思います」

弁護人「その連絡は、あなたがしていたんですか？」

被告人「いえ、私ではなくて、ほかの人です」

### 奥平剛士さんのこと

弁護人「具体的に伺いますけれども、奥平剛士さんと最初に会ったのは、いつごろでしょうか？」

被告人「70年8月ぐらいじゃないかと思えますけど。はっきり覚えてないんですけど」

弁護人「どこでお会いになりましたか？」

被告人「それは、京都です」

弁護人「京都に、彼は赤軍派として、いたんですか？」

弁護人「京都でパルチザンの活動をしてたと思

ます。それで、友達のブントの人と一緒にカンパ活動をやってたときに、赤軍派ではなくて、赤軍派には来なかった元ブントの人ですね、その人たちの協力で関西を回ったときに、共同したというのが奥平さんです」

弁護人「奥平剛士さんは、京都大学の方ですよね？」「京都パルチザンとか、京大パルチザンといわれている中の1人ですか？」

被告人「はい、そうです」

弁護人「あなたは、彼に会ったときに、赤軍派として一緒にやろうというふうな誘いがあったか？」

被告人「赤軍派としてというのは、私のほうでは別に、当時そう考えてませんでしたから」

弁護人「パルチザンの方とセクトの方というのは、何かその時代を知る者だとすると、傾向性が大分違うように思うんですけども、それは、セクト的なことに対してアンチだったとかどうかということはありませんか？」

被告人「パルチザンの方は、赤軍派のやり方に対して、安直だということで、批判していたと思います。但し、パルチザンを作った、リーダーシップ持ってるような人たちは、元ブントの人だったりしてたんで、敵対的というのではなかった。批判はあったとは思いますが」

弁護人「奥平さんにアラブ行きを誘ったのはあなたですか？」

被告人「はい」

弁護人「それ、いつごろのことですか？」

被告人「それは、8月か9月か、そのパレスチナ関係の学習をしているときに、初めて、医者とか看護婦とか技術者を要請されたんで、彼自身が技術者でしたから、技術者として行ったらどうかということで誘ったのがあります」

弁護人「そうすると、パレスチナから要請されるのは、そういう技術を持ってる人、医者、看護婦、技術者、そういう人が欲しいということだったわけですか？」

被告人「はい」

弁護人「工学部、エンジニアたくさんいるんだろうけども、彼なら行ってくれるかもしれないと思わせる何かがあったんですか？」

被告人「そうですね、パルチザンも比較的一段落してた時代で、ちょうど京大にゲバラの写真が何か大きく掲げてあって、そんなような話をみんなでしたときに、ゲバラのように国境を越えた闘いというのは賛同する何人かの人たちと話しした中に彼がいたもん

## オリーブの樹 第34号

ですから、あ、彼なら技術者でもあり、それが可能だなというふうに思いました」

弁護人「奥平剛士さんというのは、あなたの記憶する限りで、どういう人だったんですか？」

被告人「そうですね、彼の本で、『天よ、我に仕事を与えよ』というタイトルの本があるんですけども、そういうタイトルの中にあつた詩だとか、生きざまに対して、ぎりぎりに自分を犠牲にしていくような、そういうような強さを持った人だなというのを思いましたね」「正直なところ、私は余り知らなかったんです。で、行くユニットとして、当時医者が頻りに彼と会ってましたんで、医者が感動して、赤軍派にもあんな男はいないというような、そういう話として聞いてました」

弁護人「『天よ、我に仕事を与えよ』という、これ本の題名に使われているんだけど、どういうことですか。要するに、自分が生まれたからには何かをしたいと、こういうことなんですか？」

被告人「そうですね。生まれたからには、人のためになすべきことをなさないといけないにもかかわらず、時間を無駄に自分は生きてるんじゃないかというふうには、非常に自分に対して厳しい人でしたから」

弁護人「そういう彼に、あなたがアラブ行きを誘ったとき、彼はどういう反応をしましたか？」

被告人「即座に、当然のように、自分もそういうことをしたかったからと、自然に、行こうと言いましたね」

弁護人「それは、いつごろのことですか？」

被告人「それが、70年の秋、9月ぐらいだったかもしれないですね」

弁護人「あなたは、彼が、京大バルチザンのまま、パレスチナ、アラブに行くということでよかったんですか？」

被告人「それは、赤軍派の人が行くので、それと一緒に。別に赤軍派である必要も余り感じなかったですね」

弁護人「彼は、最終的には赤軍派になったんですか。メンバーとして行ったんですか？」

被告人「そうです」「京大バルチザンでよかったと思うんですけども、結局、多分、医者が行けなくなるとか、いろんな事情ではなかったかと思えます」

### 重信被告人の出獄の契機

弁護人「そうすると、71年3月行ったのは、奥平剛士さんということなんだけれども、あなたも行きましたよね。最初から、あなた自身が行くつもりだ

たんですか？」

被告人「いや、それはないです」

弁護人「どうして、あなたが行くことになったんですか？」

被告人「結局、約束だけは3人ボランティアということで、既に伝えてあつたようなんです。で、行けなくなったという人もいたので、技能とかない人が行くのはどうかと思ったんですけど、仕事あるんじゃないかと。とにかく、まず現実を見てみようということで、何人か検討したんですけども、皆無理だったので、私が行こうかということで、国際部の中で決めました」

弁護人「あなた自身が行くことを決めたのはいつごろですか？」

被告人「ですから、それは1月ぐらいだったんじゃないかと思えます」

弁護人「もう3月1日に着いたんですよね？」

被告人「はい」

弁護人「あなたは、ずっと行ってしまおうということとは考えてたわけじゃないんでしょう？」

被告人「当初は、行ったり来たりというふうに考えてました」

弁護人「大体、どのくらいの目処で帰ってくるつもりだったんですか？」

被告人「そうですね、切符が1年期限でしたから、それまでにひひとつの理解を深めてという感じでしたね」

弁護人「そうすると、1年以内には1度帰ってくるだろうという感じですか？」

被告人「そうですね、帰ってもいいし、帰らなくてもいいし、あんまり深く考えてなかったですね。とにかく、まず行って事情をつかまなくちゃという感じでしたね」

### 出国準備

弁護人「あなたは、行くに当たって、例えば、語学の勉強とかいうのはして行ったんですか？」

被告人「いや、してないです。ですから、奥平さんは勉強家でもありますし、語学はかなりできましたから、彼が全部できるし、行けば何とかなるかなというぐらいでした。私は全然できませんでした」

弁護人「奥平さんは、どうだったんですか？」

被告人「奥平さんは、もう既にぺらぺらでしたよね」

弁護人「語学がぺらぺらだったというのは、彼は、アラブ行きに向けて、かなり勉強していたということ

ですか？」

被告人「そうですね。いわゆる駐留軍放送を聞いたりしながら勉強したと言いましたけども、すごかったですね。私も、行ってから驚きました」

弁護人「そうすると、あなたは、何となく、最初は行くつもりなかったけど、成り行きで行ってしまったみたいなどころがあるわけですか？」

被告人「私のほうの役割としては、行くという役割ではなくて、国際部ですから、アメリカ部隊もいたし、そういう活動を作り上げる側にいたわけですから。結果として、人材不足もあって、行こうかと、そういう感じでしたね」

### PFLPとの出会い

被告人は、バイルートに着いて、初めてしたことは、大使館への登録や語学学校に入ったことだと答えた後で、以下のように説明しました。

弁護人「本来の目的であるPFLPとの連絡、これはすぐ取れましたか？」

被告人「それは、国内のほうで言われたのに従って、コンタクトをしました。それは、人の名前が示されていて、アル・ハダフに行くようにということでした」

弁護人「アル・ハダフというのは、要するに、公開されている場所だから、すぐ分かるんですか？」

被告人「そうです」

弁護人「その人は、本件で問題になっている、いわゆるアブ・ハニールの人だったとかいうことはあったんですか？」

被告人「それはないです。文化人ですね」

弁護人「アル・ハダフのほうでは、なんで、この人が、その文化人を探しているということは理解しましたか？」

被告人「それは、国内で言われてたように、ボランティアとして来ましたということを説明しました」

弁護人「そのボランティアというのが、今我が国でボランティアといっていると福祉活動的な要素なんですけど、その当時、あなたたちのいうボランティアというのは、どういう意味だったんですか？」

被告人「そのボランティアというのは、文字通り福祉活動的なものから、義勇兵から、全部ボランティア、英語ではそうですね、ボランティアです」

弁護人「そのボランティアの要請を受けたというのは、本件でもいろいろ問題になっているから聞きますけど、要するに、組織としての共闘の申し入れなのか、個人として単身ボランティアをしたいということで登

録してくれと、こういうことだったのか、それはどっちなんですか？」

被告人「行った当初は、ボランティアとしてまず行って、組織間共同を実現しようという希望というか、そういうのを持ってました」

弁護人「やっぱり、今までの話からすると、国際根拠地の流れで行ってるわけですから、赤軍派として来ましたと、こういうような自己紹介があつたんですかね？」

被告人「そうです」

弁護人「そうすると、その人はどうするんですか。それは赤軍派って何ですかって、こういう話になるわけでしょう。日本でこういう活動をしていますという説明を、あなたがしたんですか？」

被告人「私の語学力ではあれですけど、とにかく奥平さんと一緒に、そういう説明、もちろんしました」

弁護人「行く前に、日本国内で、いわゆる赤軍派として、党と党の関係で共闘とか共同闘争を申し入れると、そういうことはしたんですか？」

被告人「そういうことはないです。それは仲介者が望まなかったと思えます」

弁護人「それは、どうしてですか？」

被告人「その仲介者の人は、赤軍派に対するシンパシーとか、そういうのは一切持ってない方でしたし、赤軍派と言ったら、紹介しないということになったんじゃないかと思えます」

弁護人「日本人の人がパレスチナのそういうPFLPに、何か知り合いがいるということで、それにルートをつけたということですか？」

被告人「そうです」

弁護人「当時、PFLPが共闘していた組織、政治組織というのは、例えば、どういったところがあるんですか？」

被告人「PFLPが共同してた当時でいいますと、既に、中国共産党、それからベトナム共産党、キューバとか、そういう、いわゆる国家的な社会主義勢力と、それから、ヨーロッパの革命勢力では、大衆組織を作って、パレスチナ連帯委員会という、そういう組織を通して共同してましたね」

弁護人「71年当時でいいんですけど、あなたの見方で、PFLPはどのくらいの規模というか、何万人ぐらいの組織だったんですかね。これはライラさんにも聞いたんですけど」

被告人「当時、公表してたかどうかは分かりませんが、10万から20万弱ではないかと思えます。で、ファタハが2倍とあって、当時25万といわ

れてましたね。人数としては」

弁護人「71年当時の赤軍派の人数なんていうのは言えますか。どのくらいだったかというの。獄中の人も入れて、200人ぐらいいたかなという感じですか？」

被告人「不可視のシンパサイザーとしては千人ぐらいいたかもしれませんが」

弁護人「そうすると、その赤軍派がPFLPに組織的な共闘を申し入れるというようなことを、国内からやろうとしたときに、何かルートはありましたか？」

被告人「国内ではないです」

弁護人「行ってから、あなたは赤軍派を代表で来ましたと、こういうふうに申し入れたんでしょう。それに対して、PFLPは何と言ったんですか？」

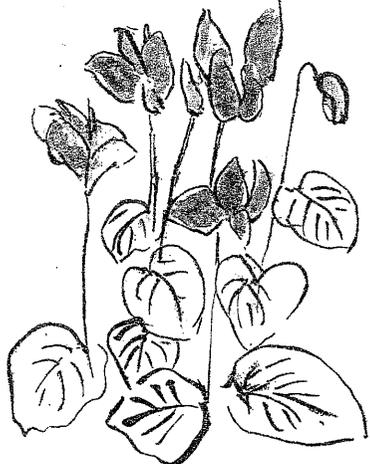
被告人「ウエルカムと言いましたね」

弁護人「赤軍派の実体を知って言ったんですか？」

被告人「実体をどこまで説明できたかどうか分かりませんが、とにかく、日本から革命をやりたいと来たというふうに説明しましたら、ウエルカムというので、逆に、私と奥平さんと、はたと困って、どうするかというので、とにかく、ボランティアとして受け入れてほしいと」

弁護人「あなたとすると、まずちゃんと赤軍派の何々だ、共闘したいと言ったら、やりましょうと、こういうふうになってしまって、それで、はたと困ったというのは、どういうことですか？」

被告人「共闘の中身をどういうふうに実現していくかとか、実際に赤軍派がそれを受け入れるだろうか、国内側がどうなんだろうとか、どういうところからスタートしたらいいんだろうとか、ちょっと、余りそういう大きな話を期待してなかったんです」「奥平さん



と私としては、共闘が成立するとか、余りまだ当時は考えてなかったんで、ちょっと、えっという、早く許可というか、オーケーと言われて、はたと困ったというのはあります」「結果としては、ボランティアとして、まず学習するところからやりましょうというふうになりました」

弁護人「そうすると、共闘の申し入れは赤軍だったんだけど、受け入れは個人として受け入れてもらうと、こういうことになっちゃったんですか？」

被告人「それは、継続的に、組織的な関係を目指そうということであつたわけですね」

弁護人「大体、組織間共闘するときには、どんな手順を普通踏むものなんですか？」

被告人「それは、まず政治討議を通して、政治的な合意というか、政治的な中身をまず一致します。その上で、基本合意、政治内容の合意文書を作りますね。それから、それを各組織のトップというか、自分の組織なら、私なら日本ですね、日本の中の組織、そういう政治局だとか、そういうところの合意を得て、今度は年間の共同計画みたいのを立てるといふ、そういう手続になって、本当はボランティアが来るというのが普通のシステムだったようです」

弁護人「あなたは、行く前には、そういうことは、手続的にも知らなかったと」

被告人「知らなかったです」

弁護人「政治的な意思一致をするためには、正直言って、かなりの語学力が必要だと思うんですけども、その点は、政治討議も含めて、行ってすぐできましたか？」

被告人「それは、無理してかなりやりました。私はほとんど力になりませんでしたけれども、奥平さんがやりましたし、私も辞書引き引きやりました」

弁護人「PFLPは、赤軍派の政治主張に理解を示しましたか？」

被告人「非常に戸惑っていたと思います。ドリームと言っていましたね」

弁護人「それはスローガンというか、現実的な話なのかどうかということですか？」

被告人「そうですね、それと、なぜ日本革命の話がないのかということをおっしゃいました」

弁護人「あなたは、先ほど説明した、世界革命、世界党建設というような話、その当時のスローガンだった、例えば、前段階武装蜂起だとか、霞が関占拠だとか、そういう話もPFLPにしたんですか？」

被告人「そうです」

弁護人「そしたら、PFLPは何と言っていましたか？」

か？」

被告人「PFLPは、だから、日本の革命をやるんですよっていうふうに聞きました」「前段階蜂起はいいけれども、それは戦術ですから、日本でどういう社会にしたいのか、日本の革命の話はないのかと。例えば、敵は何なのか、パレスチナだったら、PFLPだったら、4つの敵がありますから、始まってずっと綱領があるわけですね。で、同じようなレベルで、こちらから綱領を出すと、世界党、世界赤軍がそれに当たる部分になるわけですね。それで、PFLPの側から、日本の変革は考えてないのかという、最初から、非常にかみ合いにくい相手だったんじゃないかと思えます」

### アル・ハダフでボランティアとしての出発

弁護人「結果とすると、結局、個人的ボランティアで受け入れましょうということになってしまったということですよ？」

被告人「PFLPの側は、現場に来て活動するのは、ボランティアとしてしか受け入れる条件がないんです。だから、それが軍事であれ、福祉活動であれ、PFLPの指揮と規律に従った活動として、ボランティアを受け入れるという方法しかないです」「ちょうどライラさんのときにも言っておられたんですけども、いったんボランティアになったら、組織間で来ようが、個人で来ようが同じなんです。で、私たちの場合には、まだ話がついてない段階ですから、個人としてのボランティアというかたちからスタートしたと」

弁護人「そういう外国人の受け入れの窓口はどこだったんですか？」

被告人「それは、この間、出されておりますように、国際関係委員会です」

弁護人「外国人は国際関係委員会が窓口になるという、組織的な体制というかしら、そういうことが分かるようになったのはいつごろですか？」

被告人「それは、最初は全く分かりませんでした。自分がどのだれとどのように話してるのかということ、一切分かりませんでしたから、全部アル・ハダフのつながりでしか理解してませんでした」

弁護人「そうすると、まずあなたとすると、アル・ハダフに行って、日本から渡されたその文化人の名前の人を呼んで、結局、またアル・ハダフから、国際関係委員会の人に行ったと、こういうことになるわけですよ？」

被告人「後で思うと、そうです。当時は、皆顔も

似て見えたし、同じような人たちが一杯来て話をしていると、そういう感じでしたね」「PFLPだということで、それ以上、余り必要も感じませんでした」

弁護人「あなたは、アル・ハダフで、情宣というか、機関紙の仕事をしたらどうかということになったんですか？」

被告人「そうですけど、ちょうど着いてすぐぐらいいに、新聞に出てしまうようなことになったんで、そういうことになったんだと思います」

弁護人「どういふふうに新聞に出てしまったんですか？」

被告人「それは、当時女性が少ないせいもありまして、逮捕されたりしてたんで、一定程度名前はばれてましたから、偽装結婚してアラブに行ったというような記事が、日本の新聞に出たんですね。それ、いつだか忘れましたけど、それがクウェート何かの新聞に転載されて、それが大騒ぎになったんですね」

弁護人「どうして、そういうことが大騒ぎになるんですか？」

被告人「それは、もう非常に厳しいモサドとの攻防にありますから、常にモサドがそれを利用する、または、何らかの動きがあると、モサドのほうは、PFLPが、そういう人たち、新しい日本人と何かやるんじゃないかというふうな、すぐ態勢を取りますから、隠れてしまうのはまずいということだったんじゃないか。防衛する意味でも、アル・ハダフにいなさいということだったんじゃないかと思えます」

弁護人「日本人がモサドの標的になるというのは、まだリッジ前のことですから、要するに、ハイジャックをした日本赤軍、武装闘争を掲げている日本赤軍のメンバーがパレスチナに入ると、こういうことだけで、モサドがその人をねらうだろうと、こういうことだったんですか？」

被告人「そうです。ねらうというのは、すぐ何か行動を起こして暗殺するとかいうことじゃなくて、そこから情報が漏れるという意味ですね。日本人を追跡していけば、隠れているような状態にあるほうがより危険だという判断を、PFLPは下していました」

弁護人「そうすると、もうオープンになって目立ってしまうあなたは、アル・ハダフという、ある意味で公のところに置いといたほうが、かえって安全だと、こういうことですか？」

被告人「そうです」「ほかを防衛するためにも、アル・ハダフにいたほうがいいという判断だったんだなと思えます」

弁護人「そういう事情があったにしろ、あなたと

## オリブの樹 第34号

すると、別に職能があるわけじゃありませんよね。看護婦さんでも、お医者さんでもない、こういうことでもあるわけですね」

被告人「そうですね、ただ、ボランティアとしては、孤児院だとかキャンプでの活動もたくさんありました」

弁護人「アル・ハダフでどんな仕事をしていたかというのは、いろんな人が証言していますけれども、機関紙の発行などを手伝っていたんですか？」

被告人「はい、主に、日本人社会とも親しかったんで、日本語の新聞でのアラブ問題の記事なんかを翻訳したりする作業がひとつありましたね」

### パレスチナ人の誇り

弁護人「孤児院とか難民キャンプでのボランティアもあったということだったけども、あなた自身は、行ってすぐというか、行ってから、いわゆる難民キャンプなどにも出入りするようになりましたか？」

被告人「はい」

弁護人「どんな様子でしたか？」

被告人「そうですね、70年の内戦から、ヨルダンから逃げてきた人たちで、もう普通の家族に倍の親戚とか、そういう人たちが集まって、非常に生活条件の厳しい状態でしたね。で、ひとつのエピソードとして、私が非常に、どう言ったらいいのかわからないのは、キャンプの中で、おじいさんがカメラマンと大げんかをして、水掛けて、銃をぶっぱなしてという事件があったんですけど、聞いてみると、日本人ではなかったんですけど、ウェスタンのカメラマンたちは、キャンプの悲惨なところを撮りたいわけですね。汚いところとか、狭いところとか。パレスチナ人は、泣きながら、我々は好きでここにいないんじゃないと。イスラエルによって追い出される前は、私は何者だったんだと。それを少しでも、その尊厳を撮ってほしいのに、なぜおまえらは、我々の汚いところだけ、悲惨なところだけを撮ろうとするのかということ、すごく怒って、そういう光景を見て、ああ、本当に不当に追い出されてきて、憤まんやる方ないところへ、悲惨なところだけを、世界が、かわいそうねっていうかたちで見てると自分たちに腹立ちながら闘っているというのを、非常に実感しましたね」

弁護人「それは、そのパレスチナ人たちのプライドというか、誇りも傷つけると、そういうことでもあったということですか？」

被告人「そうですね。で、非常に誇り高く、かつ、取られてしまった土地、取られてしまった財産、そこ

から、子供たちに贈るものは教育だということで、教育熱心なキャンプ。貧しいけれども、そういう人でしたね。で、皆お店持ったり、農場持ったり、警官だったり、弁護士だったり、かつての職業というのは、みんな中産階級として生きてきた人たちが多くですね。農民も多いですけど。それが、突然悲惨な暮らしに閉じ込められて、で、難民身分ですから、就職はできないんですね。ただ、待つしかない。そういう厳しい条件の中で、みんな祖国を取り戻すために闘うという、そういう気概と、パレスチナ人としての自尊心が非常に印象に残って、ああ、闘いによって、この人たちは民族が輝いてるな。自分たちは何なんだろうというふうに、ひとつひとつ、生活を知るにつれて、自分たちの闘い方を問われる、そんな感じでしたね」

### 共産主義と民族主義が矛盾しないこと

弁護人「あなたは、先ほどから、そういう赤軍派の主張というかしら、論理を持って行きましたよね。組織された暴力とプロレタリア国際主義、それは、まだあなたの気持ちの中では、もちろん正しい主張ということで、行ったわけですよね？」

被告人「組織された暴力とプロレタリア国際主義という、その精神というのは、ブント精神なんですけれども、それ自身はしばらく持ち続けました。ただ、赤軍派の、いわゆる世界党、世界赤軍、これは一体何なのかということと、それからやっぱり、国際根拠地論も、自分の国中心の論理だったんじゃないとか、ひとつひとつがやっぱり間違っていたなあというふうに思いましたね」

弁護人「PFLPも、共産主義者、共産主義政党ですよ。そうすると、そういう意味では、共通してるわけですよね？」

被告人「まあ、赤軍派自身がレーニンも限界があり、毛沢東は地方主義というかたちで、いわゆるオーソドックスなマルクス・レーニン主義を否定しましたから、どちらかといえば、そういう話と余りかみ合わなかったですね。ですから、ML主義のオーソドックスな考え方がPFLPで、かつ、当時は、今よりもマオイズム、毛沢東の作風とか、考え方に近いものを持ってましたね」

弁護人「国際主義に対して、あなたは68年の8・3集会にかなり深く感銘を受けたと、こういうことでしたよね。行って見て、パレスチナの人たちは、国際主義ということに関してはどうだったんですか？」

被告人「パレスチナの人たちは、やっぱり自分の民族の占領された現実から、民族として自覚していく

中で、逆にほかの民族が見えてる。そういう感じでしたね。で、赤軍派が言った、当時は先進国革命の主体として、世界武装プロという話ですけども、赤軍派の言った先進国のプロレタリアートが世界性を持つというような考え方は誤ってるんじゃないかと。むしろ、先進国だろうが、第三世界だろうが、闘ってるところが前線だと。で、自分以外のところが後方として、それを支えてくれている。だから、日本から見れば、ほかは後方だし、日本が前線だし、そういうような、もの見方も変わりましたんで、国際主義に対する考え方というの、随分感じ方も変わりましたね」

弁護人「共産主義者であつても、民族主義者という人が多かったんじゃないんですか。そこでは、別に、共産主義者であることと、民族主義者、民族主義というかな、民族を大事にすることは矛盾していないという現実を見ましたよね？」

被告人「はい」

### 民族主義者父との論争

弁護人「あなたのお父さんは、戦前、民族主義者というかしら、そういう民族的な、そういう運動にかかわった人ですよね？」

被告人「はい」

弁護人「そういう、日本国内における民族主義と、パレスチナにおける民族主義というかな、それがどうして違うんだというようなことに関しては、何か疑問を持たなかったですか？」

被告人「それは、自分たちの考え方として、これまでは、父とも何度か討議しましたが、父は、民族の心を知らないものが国際主義を分るはずがないんだというふうに、赤軍派の国際主義を批判していました」

弁護人「あなたは、お父さんと、そういう、自分は赤軍派になるとか、自分は民族主義が間違っているとかがいような話はしたことがあるんですか？」

被告人「ほぼ、時間がある限り、全部オープンにして、話をしました」

弁護人「あなたが赤軍派になったことに対して、お父さんは何と言っていたんですか？」

被告人「多分、正しいと思ってないですけども、自分が選んだ道を自分で後悔しないで進むのは賛成である。但し、赤軍派の論理はおかしいんじゃないかということで、批判してはいました」

弁護人「それに対して、あなたは、お父さんに、若いころですから、いろいろ論争を挑むということもあったと思うんですけども、どういふふうにお父さん

に返してたんですか？」

被告人「で、民族主義というのがなぜ抑圧機関になっていったのかということが、日本では右翼の代名詞のように言われてましたから。私自身は、共産主義というか、ML主義を知ることによって、階級という概念を自覚しましたから、階級性のない正義というのは正しくないんだというようなかたちで、父に対しては批判してました。ですから、民族主義の問題に対しても、民族主義の限界に対して国際主義なんだというふうに対置することで、中身がなかったんですね。それをパレスチナに来て、民族主義と国際主義というのは、もしかしたら同じなんじゃないかと、逆に普遍的な意味で、本当の民族主義者は本当の国際主義者なんだなというのを、パレスチナの闘いを通して知ることになったという気がします」

弁護人「そうすると、国内で、民族の心が分からないやっがなんで国際主義だと、こういうふうに対置されたお父さんの指摘は当たってた、ということですか？」

被告人「一面正しかったんじゃないかと思えます。それも書きましたけど、父にも」

弁護人「お父さんとは文通してたんですか？」

被告人「当初は、父が、余計な心配するから出すなという、出さなかつたみたいですけど、私のほうからは、せつせつと、学習したことは書いてました」

弁護人「お父さんから、じゃ、そういうあなたの思想的な変化に関して、返事があったわけですか？」

被告人「はい、来るようになりました。そう片意地張らないで、返事欲しいですというふうに書いて、それ以来書いてくれるようになりました」

弁護人「どんなふうに言ってきたんですか？」

被告人「闘争方針だとか活動に関しては、自分の信念に従ってやればいからということでしたけど、まあ、民族主義と国際主義というのは同じというのは、自分もそう思う。民族の心を透視していけば、日本民族もアジアが見えたはずなんだがというようなことを書いてきました」

弁護人「その辺は、あなたはお父さんとの国内での論争、それから、行ってからも、手紙のやり取りの論争も踏まえて、そのアラブの状況を見ることができた、ということですか？」

被告人「そう言われればそうかもしれないですね。もちろん、赤軍派の友人たちとも討論をしましたけれども、そちらは、なかなかかみ合わなかったですね」

弁護人「ブントの国際主義と、お父さんの民族主義のとらえ方と違ってるのかもしれないけれども、

## オリーブの樹 第34号

アラブでの、そういう経験は、あなた自身も思想的な変化ということで、はっきり意識することができるようになりましたか？」

被告人「そうですね、最初の年は、やはり赤軍派の使命といいますか、何とか論理をと思うんですけども、それが通用しないなというのを自覚していくときだったと思います。その結果として、もう秋ぐらいには、赤軍派とうまく行かなくなったというのがありました」

弁護人「どうも、日本で考えていたのは、非常に抽象的、観念的なものであったなど、こういうふうなことを気づき始めるということはあったんですかね？」

被告人「そうですね、やはり、頭の中というか、問題意識の側から現実を見てきたというのを実感しましたね」

### 活動体制

弁護人「ところで、奥平さんは、ほとんど同じ時期に行きましたよね？」

被告人「はい」

弁護人「あなたは、当初は行動を共にしていたわけですか？」

被告人「はい、ですから、新聞がぐるっと回って、アラブの新聞に載るまでは一緒にいましたね」

弁護人「それ以降、行動を共にしないようになったのは、どうしてですか？」

被告人「それは、ボランティアで、全然違う任務になりましたし、ということです」

弁護人「あなたたちは、行って、例えば、自分たちは軍事訓練を受けられるかという申し入れはしましたか？」「そしたら、どうだったんですか？」

被告人「ウエルカムと」

弁護人「それは、日本赤軍のあなたたちだからいいよということだったんですか？」

被告人「それもあったかもしれませんが、だれでも、ボランティアに来た人たちは、軍事訓練を希望し、みんな受け入れてもらってたと思います」

弁護人「その辺も、ちょっと日本的な感覚からだと、なかなか理解しにくいところなんだけど、いわゆるベイルートとその辺は戦場という感覚ですか？」

被告人「そうです」

弁護人「そうすると、そこに生きてるものとする、軍事訓練を受けたいというのは、何の違和感もないものですか？」

被告人「奥平さんは、希望もありましたし、それ

からエンジニアとして、軍の工兵というんですかね、そういう、軍を助ける活動をしたという希望を出しましたから、ボランティアとして訓練をすぐ受けたと思います」「本人は、武装闘争を闘いたいし、但し、それはいつになるか分からないし、できるだけ、技術者といっても、軍の技術者のようなことがしたいということを書いてましたね」

弁護人「じゃ、かなり早い時期に軍事訓練に、彼は参加したんですか？」

被告人「そう思います」

弁護人「あなたは、新聞で報道されてしまったというのは、いつごろのことですか？」

被告人「行ってすぐぐらいだったんじゃないかと思うんですね。行って随分たった後ではなくて。なぜなら、その新聞を、ちょうどぼったり知り合った日本人の人が見て、その人は記者だったんで、これに対してどうするか、書かしてほしいというんで、それをまた取材、何か危ないことをしてるんじゃないかと、自分たちは会いましたよみたいな記事をまた書いたんですね。ですから、それら両方の記事がPFLPの側に回ってきましたね」

弁護人「早い時期という、71年3月、4月ごろには、そういうような報道がされたのではないかと」

被告人「3月上旬じゃないですかね。本当行ってすぐじゃないかと思えます。3月7日から10日ぐらいじゃないかな。で、私たちに、それを知らされたのは、3月下旬ぐらいだったかもしれないですけど」

弁護人「それ以降、奥平さんとは余り行動を共にしないようになったということですよね？」

被告人「そうです」

弁護人「あと会ったのは、大体いつごろですか？」

被告人「5月ぐらいに、1度会ったかもしれないですけど、会ってよく話したのは秋ですね」

弁護人「彼は軍事訓練受けましたよね。その後、どういうところで、どういう仕事をしているというように聞く機会はありましたか？」

被告人「その秋のときに聞きました。当時、奥平さんも私も、アル・ハダフはもちろん分かりますけど、PFLPということしか分からないし、どこにどうというのは分かりませんでした。9月の段階で、奥平さんのほうから、自分は革命飛行場をやったような人たちと今一緒に活動してるという話をしました」

弁護人「これは、翌年には、リッダを奥平さんがやることになるわけだから、後になってもちろん分かるんですけど、71年の秋、9月か10月ごろの話です

か？」

被告人「そうですね」

弁護人「そのころに、革命飛行場をやった人たちと会ったという話を聞いたということですか？」

被告人「会ったというか、共同してるというように、私は理解しましたけど」

弁護人「軍事訓練をやるということは、かなりオープンな話だったわけですよね？」

被告人「そうです」「当時、全く私たちは理解してませんでしたけど、後で人に聞くと、いわゆる軍事委員会がやってる軍事訓練だったみたいですよ」

弁護人「軍事委員会って、正規軍というか、そういったところがやってるものですか？」

被告人「そうです」

弁護人「そこに行ったはずの奥平さんが、後で分かることになるんでしょうけど、なんで、アブ・ハニ部局と関係を持っているのかと？」

被告人「それは、当時は、だれでもがアブ・ハニ部局にボランティアとして、いわばあこがれといえますか、入りたいという希望があったんだと思います。当時の時代的背景として。そういう中で、奥平さんは、逆に共同していく中で、見込まれたというか、選抜されたんじゃないかと思えます」

弁護人「だれでもがあこがれとして、そういうような行動というかしら、活動にかかわりたいというふうに思っても、そう簡単に入れるところではないんでしょう。入れるというか、信頼を得られるというか、非合法的活動も含まれるとすると、よっぽど信頼されないと任せられませんよね？」

被告人「そうですね」

弁護人「彼がアブ・ハニ部局の人と接触するようになったというのは、選抜されたんじゃないかということですか？」

被告人「そうです」

弁護人「それは、何か具体的な根拠があって、そう思ってるんですか？」

被告人「いや、随分たってから、後で、本人はもちろん知らなかったのか、知ってて言わなかったのか、亡くなった後に、すごく優秀で、選抜されたという話を聞いたことがあります。」「それは、生活態度と軍事技術に対する習熟度といえますか、そういう生活全般だと思います。」

弁護人「奥平さんが、行って早々に、そういうような選抜をされる根拠というのは、何か思いつくところありませんか？」

被告人「それは、後で、会う人ごとに言ってる話

なんかを聞くと、例えば訓練のときでも、畑を絶対荒らさないとか、農民がいたらまず自分が手伝うとか、あらゆる生活における態度、そういうものが人と違ってたという話をよく聞きましたね」

弁護人「そういったことが信頼になったのではないかと、こういうことですか？」

被告人「そう思います。もちろん、軍事技術とか、そういうのはあったと思いますけれども」

### 日本からの映画撮影隊と

弁護人「71年5月ごろのことだと思うんですけども、足立さんたちの映画人の人たちが、映画撮りのためにベイルートに来ますよね？」

被告人「はい」

弁護人「これ、まず映画撮影をするためには、どんな許可がいるんですか？」

被告人「ひとつは、アル・ハダフ情宣局ですね、その許可と、それから1地域を超える、1国を超える取材ですから、政治局の許可がいりますね。それから、あとは、当該の戦場の司令官の許可ですね。その3つの許可」

弁護人「それで、一番重要なのは現地の許可です。ですから、政治局の許可持っていても、現場が拒否すれば受け入れてもらえない。そういうような3通、4通の許可をもらっていく。それも、その仕組みが分かるのは随分後ですけど、何枚かの許可証を、ここへ行ってこれ出しなさいみたいにもらったのを持って、行ったというのが、当時の実情です」

弁護人「まず、彼らの撮影に行った場所がゴラン高原ですよね。その後、当時の最前線の、ジェラシマウンテンにも行ったということですよね？」

被告人「はい」

弁護人「ジェラシマウンテンに行ったのは、彼らの希望ですか？」

被告人「そうです。コマンドの最前線の日常生活を撮りたいということで、希望しました」

弁護人「ジェラシマウンテンというのは、さっき、あなたの言ったところでいうと、3国の国境線上にある山？」

被告人「そうです。だから、ヨルダン領なんですけれども、シリアとイスラエルの3国の国境に接している地域なんです。で、70年の内戦のときに、エジプトのナセルが仲介して、その翌日に心臓麻痺で亡くなるんですけども、それが9月28日です。その合意したような内容の一貫として、首都アンマンから武装勢力を、ジェラシと呼ぶその地域にのみ駐屯地とし

## オリーブの樹 第34号

て許可されてた、70年内戦の妥結の内容なんです」  
弁護人「その妥結して許可された場所ですよね。ですから、そこにPFLPもしくはそれ以外の人たちも、ゲリラ戦兵士として集まっていたと」

被告人「そうです。ゲリラの駐屯基地として、PLOの正規軍、パレスチナ解放軍(PLA)、それから民兵としてのファタハ、それからPFLP、ほとんどのコマンドが随分、数は分かりませんが、何万かいたと思います」

### アブ・アリ・ムスタファさんのこと

弁護人「このときのジェラシマウンテンの総司令官が、アブ・アリ・ムスタファさんということでよろしいんですか？」

被告人「そうです」

弁護人「このとき、初めてこのムスタファさんに会ったんですか？」

被告人「そうです」

弁護人「彼は、どういう人ですか？」

被告人「1938年生まれだと思いますけれども、やはり1948年の戦争によって追放された農民の一家の出ですね。それで、ジェラシの山が、私たちが行った後に政府軍に包囲されて、全員皆殺しに遭ったり、絞首刑の写真も新聞に出るんですけども、そこから奇跡的にアブ・アリ・ムスタファ司令官だけが抜けることができたんです。当時ジェラシの山に2人のアブ・アリという有名な人がいて、1人はファタハの司令官のアブ・アリ・リアドという人なんです。この人は、その戦闘の中で殺されました。で、アブ・アリ・ムスタファに対して、彼を絶対殺させるなどというので、PLAの人が自分がアブ・アリ・ムスタファだと言って逮捕、虐殺された人が1人います。PFLP自身は全員皆殺しでしたから、助けることができないんですけど、PLAの人たちなんかが中心になって、逃げるような条件を作ってくれたおかげで、何人かのPFLPの人(その中には、アブ・アリ・ムスタファさんもいましたけど)が助かって、ほかの人たちが名乗りを上げて、自分を犠牲にすることによって、彼(アブ・アリ・ムスタファ)は他の許されるようなPLA軍というのがあるんですけど、その中に入って殺されることを免れたという話がありますが、それぐらい党派を超えて、みんながアブ・アリが言うんだらという人望のある人でしたね」

弁護人「今あなたの言っているその戦闘というのは、7月12日からの5日間のジェラシマウンテンの戦闘のことですか？」

被告人「はい、そうです」

弁護人「ここで、ヨルダンからの総攻撃で壊滅的の打撃を受けると、こういうことですか？」

被告人「そうです」

弁護人「そこからあなたも逃げ出すことができて、それからその当時行っていた足立さんと若松監督、彼らも逃げ出すことができた？」

被告人「それは、総攻撃の3、4日前に、司令官から、それまで絵を撮ってはいけない、私たちが撮る映画によって、その顔がイスラエルの側に流れたらまずいんじゃないかと話をして、余り絵を撮ってなかったんです。そしたら、司令官が今日撮って今日の夜抜けろと言ったのか、とにかく下山命令を出されて、足立さんも若松さんも私もまだ居たいと言ったんですけども、絶対命令ということで追い出されたんですね。で、ぶつぶつ言いながらも、撮れるだけ撮っていいよと言われたけれども、フィルム、これ持ち帰れるだろうかと不安になりながら、とにかく下山した2日か3日後に総攻撃で全員殺されて、私たちがベイルートに着いて数日して新聞に、昨日まで一緒に討議していた人たちが犯罪者のように、「卑怯者」とか書かれたプラカードを下げられて、絞首刑になっている写真を新聞で見て非常にショックを受けましたね」

弁護人「一緒に寝起きをしていた人がそういうような虐殺されるということは、かなり大きな衝撃だと思うけど、そういうようなことがあなたにその後の考えとか何かに影響を与えていますか？」

被告人「もちろん私だけじゃなくて、足立さんもそうだと思いますけれども、やはり生き死にというか、闘うというのがどういうことなのか、本当にゲリラ戦というのを目の当たりにして、やはりそこでの闘いの中での同志愛というのか、そういう話もたくさん聞きますし、新聞にも出ますし、そういうことの積み重ねの中にやはり闘いというのがあるんだなということを実感しましたね」

弁護人「この直後、アンマンに行ってますか？」

被告人「それは、ジェラシが落ちたということで、殺されてしまったらというので、ベイルートの側から、どうしても情報を知りたかったんだと思うんです。で、だれも行ける人がいないということだった。今から思えばね。当時は余りよく理解してたわけではないですけど。レポを頼まれて、アンマンに行きました」

弁護人「それは、だれに頼まれたんですか？」

被告人「ガッサン・カナファーニさんです」

弁護人「そういうレポというか、そういうような

ことも、アル・ハダフというか、そういう人たちも一緒にあって、様子というのを見てきてくれと、こういうことですか？」

被告人「そうです。当時は、とにかく頼まれたら、非常に誇りというか、うれしいというか、できるだけのは、自分もしようという考えでしたから、喜んで行きました」

弁護人「アンマンの様子はどうでしたか？」

被告人「ひどい状態でしたね。もう検問、検問、検問で進まないし、特にパレスチナ人と見つけると、即連れ去っていくとか、荷物を1から10まで引っこ返すと、本来3時間で行けるところを、もう10時間以上かかった記憶があります。で、パレスチナ人は寝たふりをするんですね。検問のときには寝たふりをして、つらいと、自分の国に帰ろうとしてこうして来るのに、どうして自分たちはこのような目に遭うのかということと言いながら、で、パレスチナの放送が入ると、運転手がラジオつけたときに、みんなでやめてくれと、自分は殺されたくない、自分の一番聞きたい放送ではあるけど、今だけは聞かせないでくれというぐらい、厳しい中をパレスチナ人は行っていました。私は外人でしたから、別に……」

弁護人「そのころ、アンマンでは、パレスチナ人と見ると、殺されるというか、かなり身の危険があったということですか？」

被告人「そうですね。逮捕される、それから70年代には、右手狩りという、銃を握る手を、ベドウィン族を親衛隊として、フセイン王が雇ってるんですけど、その部隊が出動して、ゲリラに対する右手狩りというのをやりましたよね。それがまだ残っていて、非常に恐怖政治が敷かれてる状態でした」

弁護人「あなたは、その様子をガッサンに伝えることができたということですか？」

被告人「まあ、ガッサンが欲しかったのは、もちろん、報告はしましたけど、私が持ち帰ってくるレポートが欲しかったんだと思います」

弁護人「アル・ハダフ、要するに、機関紙に載せる情報ということですか？」

被告人「いや、その辺は分かりません」

弁護人「その後、結局、あなたとすると、アブ・アリ・ムスタファさんとの信頼関係というのかな、それはずっと続くということでもありますよね？」

被告人「そうですね」

### アブ・ハニさんのこと

弁護人「あなたは、アブ・ハニさんというのを、

日本から知っていたんですか。ここで問題になっているアブ・ハニ部局というより、アブ・ハニさんは、日本からその名前を聞いていましたか？」

被告人「いや、名前とか、そういうのは知らないですけど」

弁護人「ただ、革命飛行場を創出した人といったことで有名な人だったんですか？」

被告人「日本にいたときには、PFLPが革命飛行場をやったぐらいしか、興味もそこまででしたね。だれだれとか、どの部局とか、考えもしませんでした」

弁護人「そういう、PFLPの組織体制というか、そういう任務分担で、いわゆるアブ・ハニ部局、対外作戦部があるとか、そういうようなことが分かるようになるのはいつごろですか？」

被告人「それは、部分的には、奥平さんのほうから聞いたときに、そういう軍事部局の中に、ハイジャックやった人たちと自分もいるんだというような話だったんですが、それは正しくなくて、後で分かるんですけど、多分、ドバイ事件の後に、ハバシュなんかと話したりする過程で、きちっと説明を受けるようなときがあって。ですから、73年から4年ぐらいのときに、ああ、そういう組織構造なのかというのを、若干理解しました。それまでは、ちょっと理解が正しくなかったりしたことが多かったと思います」

(以上、編集部まとめです。)

### 閉廷のひととき

立ちあがり、降りかえて、傍聴席に一礼すると、顔見知りの友人が拍手のゼスチャーをしてくれました。サムアップ、両手握手、みなと共通の時代を語ったことが共に感じる人が多いのでしょう。公判の中間の休憩の間も、みな語り合っていたそうです。「一問一答は無視してもっと語れ!」「もっと67年、68年の時代を語って欲しい。若い人々に記録を聞かせたい」などの声が届きました。時代に向き合って、高校時代から大学、そしてこれからが本題へと証言を進めて行く途上です。時代に対峙して、とらえ返しつつ、不十分を自覚しつつ、深め、次の公判へと進めます。ありがとうございます。

#### 公判の証言台に向かいつつ

懐かしい顔しみじみと見る

証言に立てば思いの込み上げて

語りたき人語りたき土地

護送車の浴びる光の渦を見つ

あれもこれもと思いつく帰路

声をあげる勇氣

辻 邦

■不当逮捕

2月27日、東京都立川市にある通称「テント村」の事務所が警視庁立川署の家宅捜索を受け、3名が逮捕されるという『事件』が起こった。3名は1月、自衛隊官舎に「自衛隊イラク派兵反対」を訴えるビラを撒き、住居不法侵入の疑いで逮捕されたということだ。

この『事件』は朝日新聞の社説などでも取り上げられたから、多くの方がご存知だと思う。朝日の社説は警察のやり方に関わり批判的だったが、産経新聞は警察の主張そのものの内容で、フジTVなどは3名の顔も大きく映し出していた。権力との距離の近さを指摘されるフジ・サンケイグループだから、こうした扱いをするのはある意味当然なのだろうが……。もちろん警察も「問題などない」という姿勢だ。しかし、「問題がない」どころか、「問題だらけじゃないか」というのが率直な感想だ。

まず、ビラ撒きに敷地に入っただけで「住居不法侵入」という点だ。日常生活の中では、自宅のポストにいろいろなチラシやビラがポストインされることなど、ごくあたりまえの光景だ。宅配ピザや宅配寿司、居酒屋、マンション販売、政党ビラetc. なかには、一時期社会問題となった「ピンク・チラシ」などもある。道路にポストが面していない集合住宅の場合、そうしたチラシやビラを投函するためには敷地内・建物内に入らなければならない。「ピンク・チラシ」に関しては、悪質業者が摘発された例はあるが、罪状はまさか「住居不法侵入」ではあるまい。それとも今回の『事件』を契機に、警察は今後このようなチラシやビラを撒いた業者らをすべて逮捕・摘発するつもりなのだろうか？

また警察は、『事件』が起きておおよそ1ヶ月も経過してから、家宅捜索・逮捕に踏み切っている。たかが「住居不法侵入」で普通、そこまでやらないだろう。

これらの点を見ただけでも、今回の3人の逮捕は「法の下での平等」に反しており、明らかに何らかの意図をもった不当逮捕であると言わざるを得ない。

3人が撒いたビラを直接見たわけではないので断定はできないが、内容についておおよその見当がつく。当然、政府・自民党・公明党による憲法違反＝自衛隊海外派兵に反対するものだろう。おそらく彼らがそうした内容のビラを自衛隊官舎に撒いたという行為が、警察による不当逮捕の原因であることはまず間違いない。

今回の警察の不当逮捕は、「イラク派兵反対」を表明するすべての人々に向けられた国家からの「お前ら、ほどほどにしないとこうなるぞ!!」というメッセージ＝

脅迫であり、3人はそのためのスケープゴートに供されたのである。

■声をあげる勇氣を

メディアの報道、とくにイラクに派兵されている自衛隊（アメリカの手先として活動している組織が「自衛」という名称を戴いているのも皮肉だが）に関するものは、かなり大本営発表的となっている。「自衛隊がどれだけ現地の民衆に歓迎されているか」「自衛隊がいるおかげでいかにイラク人が助かっているか」「自衛隊の活動がどれほど戦後復興の大きな力となっているか」といった点を強調するものばかりが目立つ。とりわけNHKにその傾向が強い。

考えてみれば、米英のイラク攻撃の際も、NHKは軍事評論家と称する輩を何人も登場させ、米英軍の爆撃機の爆撃性能がいかに高度であり、そのミサイルがどれほど凄まじい命中精度であるかなどという点を解説させ、彼らもまた、「待ってました!!」とばかりに、嬉々として語っているように見えた。彼らにとっては、米英の攻撃する場所に数百万の民衆がいて、米英のミサイルや爆弾で今この瞬間にも虐殺され続けているという事実など、まったく別世界のおとぎ話なのだろう。

それでも民放の報道番組には、イラク攻撃そのものや自衛隊派兵、憲法改悪といった問題に対する危惧や危機感をにじませたものも見受けられる。この原稿を書いている時に流れていた東大卒の人気女性タレントがメインを勤めるTV番組で、米軍がイラクにばら撒いた劣化ウラン弾の恐怖を扱った報道が流されていた。その番組中、米軍高官が口にした「安全な兵器」という言葉に対し、男性局アナウンサーが「人を殺す兵器に、『安全』ということがあるのだろうか？ 矛盾している」と鋭く指摘していた。権力に飼い馴らされつつあるメディアが多いものの、まだ全てというわけではない。

中には『ニュースステーション』や、前出のような報道をするメディアも存在している。もちろん権力はそうしたメディアには有形無形の圧力をかけ続けてきている。いくつかの企業が『ニュースステーション』のスポンサーを降りたり、自民党首脳が名指して番組批判をすることなどはその典型だろう。

だからこそ私たちは、勇氣ある報道を続けようとする番組制作者や現場スタッフに賛同し、激励のエールを送るためにも、声を上げ続けていく必要がある。そのことが、私たち自身の人権を守る方法でもあるのだ。

投稿

シゲに捧げる「私小説」その30

山田 美枝子

三年前の夏、芳子の看病と介護をする毎日に変化をつけようと庭にウッドデッキをつくり、硝子のテーブルを置き、花柄の parasol を開いた。

三年たった今、九月を迎えた狭い庭先からウッドデッキに向かって伸びてきた萩の枝が私の足をくすぐる。間もなくピンク色の花がこぼれるように咲くだろう。私はひとりで萩のまるい葉をながめながらランチを食べる。

芳子が寝ていた部屋の窓が、parasolの端から見える。芳子が死んでから二年が過ぎた。今芳子の部屋には、すっかり惚けてしまった姑のヒサノが居る。

ヒサノは昨日、パトカーに乗って帰ってきた。迷子になって五時間も街の中をうろついていたらしい。同居して三年たっのに、警察官には、

「むかしは息子と嫁と同居していましたが、今は一人暮らしです」

といったという。三年前の夏、直腸癌末期の芳子をケアしながら、姑のヒサノも、惚けた一人暮らしは危ないと、山口県からひきとったのだ。病人を抱えた家族は、同じ所に住んでないと、いざという時、対応できないと考えたからだった。二階の南西の和室がヒサノの部屋になった。

警官に聞かれ、自分の名前は、

「山田ヒサノです」

と名乗ったので、警察官が町内会名簿で、五人ほどの山田姓の世帯主の名前を、ヒサノの前で読み上げていったという。最後に、

「山田宏介」

と読み上げると、頷いて顔を上げたという。息子の名前に明らかに反応したのだ。

私は昨日も、警察への電話の後、parasolの下の椅子に腰掛け連絡を待っていた。パトカーが、庭の前のバス通りに止まり、二人の警察官に手を引かれてヒサノが降りてきたのだ。

立ち上がりて手を振る私を見て、警官が頷いた。庭先の薔薇のアーチをくぐり、警官二人に手をひかれたヒサノが戻ってきた。

ヒサノは思ったより元気そうにみえた。私が、警官に、

「どうぞ、靴のままデッキに上がってください」

と声をかけると、ヒサノも、「どうぞ、どうぞ」

と声をかけた。自分が迷子になりパトカーで送られてきたことなど、すでに認識していないような態度だ。自分の置かれた状況認識とか、時空間認識がなくなっているのだ。警官は、ヒサノを保護して110番通報してくれた人の電話番号を私にメモして帰っていった。

ヒサノには、甘い饅頭と麦茶を出すと、入歯をとってしまっている口でもぐもぐと食べた。

「麦茶が冷たい」  
小声でいっている。

埃にまみれている靴を脱がせて、風呂場につれていき、衣服を脱がせた。なにもかも、少しずつ介助が必要になっている。風呂の椅子に腰掛けさせて、ヒサノの頭の上から液体石鹸を振りかけた。

「はい、髪の毛をさっぱり洗って」

と声をかけると、すなおに両手で髪の毛をもむように洗う。でも八十四歳で三十八キロのヒサノの身体は筋肉の力は期待できない。ただこすっているだけだ。ノズルから出る白い石鹸液を、ヒサノの背中やお腹や下腹、太股、足などかけながら、

「はい、タオルでこすって」

という。ヒサノは頭髪から流れる石鹸液が目に入らないようにきつく目をつぶりながら、背中や胸や足をタオルでなでる。

夜になっても、興奮していたのか、ヒサノはなかなか寝なかった。

クリスチャンである友人の民子は、なんでクリスチャンになったのか、という私の問いに、自分の母親が癌になり死の床であまりに嘆き悲しんだ姿を見て、自分は自分の子にあんな姿を見せたくない、できることなら、もっと強い気持ちをもって死に直面したいのだ、と説明した。

芳子は、そういう意味では、最後まで、嘆きもしなかったし、ひとりでしっかり自分の死と対峙していた印象をうけた。そしてヒサノの方は惚けてしまい、自分の死というものと対峙する時間を失った。

(つづく)

## 重信房子さんを支える会とは

重信裁判は、「パレスチナ解放闘争との連帯を起点に、日本社会の変革を追求した日本赤軍兵士の重信房子さん」にかけられた、長期拘留を目的とする政治裁判と言えます。その為、公正な裁判を求め、社会の不正に疑問を持つ有志が集まり、「重信房子さんを支える会」として、01年4月より救援活動を始めました。

重信公判の争点は三つあります。

- ① 74年にOさんが日本出国のために使ったとされる旅券偽造。
- ② 74年、フランスで不当逮捕されたメンバーの奪還作戦として闘われたオランダ、ハーグのフランス大使館占拠での逮捕監禁・殺人未遂容疑への共謀・共同。
- ③ 00年の逮捕時に使っていた旅券偽造。

重信さんは、③は認めていて、関係者に機会あるごとに謝罪を表明しています。しかし、①②については、全くの無実として争っています。

私たちは、運動の柱を次の2点に決めました。

- ① 裁判維持に必要な救援実務とカンパ集め。
  - ② 世直しを求める人々との語り合い、交流の場をつくる。
- 「オリーブの樹」は、この目的のために発行しています。

## 次回公判日程

4月19日(月) 10時 (被告人尋問)      5月21日(金) 13時15分 (被告人尋問)  
6月11日(金) 13時15分 (被告人尋問)      6月28日(月) 10時 (被告人尋問)  
7月16日(金) 13時15分 (被告人尋問)

東京地裁 (最寄り駅 地下鉄 霞ヶ関) 104号法廷

傍聴券の配布は、開廷の約20分前です。法律を学んでいる学生が単位を取るために傍聴に来て、満席になることがあります。確実に傍聴を希望する方は、早めに地裁前に集合される方がいいでしょう。

## 後記

公判報告は、少しずつタイミングが遅れていますが、重信さんの被告人尋問に入りました。当時を知る人にもそうでない人にも、興味深い証言が多いので、長くなりましたが、確認やくり返しになっている部分以外は、ほとんど略しませんでした。調書の間違いや発言の不自然なところや表記の誤りは訂正しました。今回は、国内で活動した頃の総括がかいつまんで出されています。ご意見のある方は、どういうことでも、どうぞ編集部まで返してください。重信さんへの援助になると思います。

パレスチナでは、ヤシン師が暗殺され、和平への道はさらに遠ざかったかに見えます。世界で唯一暗殺を国家政策にしてはばからない、まさしくテロリスト国家イスラエル、そしてそれを支えるアメリカ、ブッシュ政権の国連安保理でのイスラエル非難決議拒否。「無理が通れば道理引込む」という言葉がありますが、このままで済むとは思えません。世界中の人々の良心が彼らを孤立させ、敗退させてゆく道が必ずあるはずです。アメリカの市民のひとりが、TVで自国の在り様がつらいと発言していました。なんの正義も示せないブッシュ政権にへつらう小泉政権を変えることができないう私たちも、テロの恐怖を言う前に、まずそのことを恥じるべきで、この状況を一步でも変えていかなくてはならないと、桜の季節に思います。(Y)

連絡先 〒105-0004 東京都港区新橋2-8-16 石田ビル4階

救援連絡センター気付 「オリーブの樹」事務局

郵便振替 00110-4-613941 オリーブの樹

銀行口座 三井住友銀行 赤羽支店 226-3687269 オリーブの樹

頒布価格 500円

「正誤」表

第34号

- ①4P左下から12行目      ~手紙と共日本を→手紙と共に本を  
②8P左下から8行目      次ぎから→次から  
③9P左上から7行目      演説デモ→演説でも  
④29P右上から17行目    ~ないやつがなんで→ないやつがなんで  
⑤29P右下から13行目    日本赤軍→赤軍派  
⑥31P右上から21行目    弁護士「それで、一番重要なのは~  
→被告人「それで、~  
⑦31P右下から4行目    心臓麻痺→心臓麻痺  
⑧32P左下から16行目    PLAの人が自分が~→PFLPの人が~  
⑨32P上から3行、2行目    ~壊滅的の打撃→壊滅的な~  
⑩33P上から17行、19行目    ~と言いながら、。~殺されたくないと、。・  
(読点でなく区点)  
⑪19P右上から20行目    だから、金ちょうだい→だから、援助してちょうだい~